

小学校・中学校

教育課程改訂と移行措置のポイント

平成20年12月

島根県教育委員会

はじめに

21世紀は、新しい知識・技能・情報が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われていています。

この時代は、知識・情報には国境がなくグローバル化が進むこと、日進月歩で変化・発展していること、また、変化を受け入れ活用するには、従来のものにはとらわれない自らの思考力に基づく判断が必要であることなどの特質があります。教育現場を見ても、PISA調査をはじめとした国際学力調査の活用、情報通信機器・ネットワークの活用、学校組織マネジメントの考え方の浸透等、まさに「知識基盤社会」が到来していることを実感することができます。こうした時代において、現行学習指導要領において提唱されている「生きる力」は、ますます重要になってくると考えられます。

約60年ぶりに改正された教育基本法の「教育の目標」には、「知・徳・体の調和のとれた発達」が新たに規定されました。また、改正学校教育法には、学力の重要な要素として、「基礎的・基本的な知識・技能 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 学習意欲」が明示されました。このように改正教育基本法及び学校教育法で示された教育の基本理念は、まさに「生きる力」の育成について、具現化していると言えます。

以上のことから、この度の学習指導要領改訂にあたっては、各学校において、今一度「生きる力」という理念の共有を図る必要があります。また、教育基本法、学校教育法の改正を受けて学習指導要領が具体的にどのように改訂されたのかを、この冊子を活用したり、更に学習指導要領、学習指導要領解説、改訂に関わる通知及び告示を読み合ったりし、十分に共通理解を図り、各学校の教育課程編成・実施に向けて、準備を進めていただきたいと思います。

なお、島根県教育委員会におきましては、学習指導要領の改訂を受け、島根県の特徴を生かした教育課程の編成・実施について、島根県教育課程審議会に諮問いたしました。現在、この会において協議を重ねられ、島根県の教育において大切にしたいことを幼稚園、小学校、中学校ごとにまとめた作業が進められており、平成21年2月に、島根県教育委員会へ答申される予定です。その後、「島根県教育課程審議会答申」の冊子を作成し、3月に、各学校へ配付することとしています。

島根県の特徴を生かした、各学校の特色ある教育課程の編成と実施のために、本冊子に合わせ、「島根県教育課程審議会答申」も各学校において熟読、活用されることを期待しています。

平成20年12月

島根県教育庁義務教育課長 秋 利 幸 秀

目 次

はじめに

【小学校】

総則	1
国語	6
社会	8
算数	10
理科	18
生活	22
音楽	26
図画工作	30
家庭	32
体育	34
道徳	36
外国語活動	40
総合的な学習の時間	42
特別活動	44

【中学校】

総則	46
国語	51
社会	53
数学	55
理科	59
音楽	67
美術	71
保健体育	73
技術・家庭	77
外国語	81
道徳	83
総合的な学習の時間	87
特別活動	89

小 学 校

小学校 総 則

1 改訂の基本方針【解説P 2～4】

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成する。
 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。
 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

2 学校教育法施行規則改正の要点【解説P 4～5】

外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、小学校第5・6学年に「外国語活動」を新設することとした。
 各学年の年間総授業時数については、従来よりも、第1学年にあっては年間68単位時間、第2学年にあっては70単位時間、第3学年から第6学年にあっては35単位時間増加することとし、別表第1の改正が行われた。

別表第1（学校教育法施行規則 第51条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
体育	102	105	105	105	90	90	
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数					35	35	
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	945	980	980	980	

1単位時間は45分とする。
 特別活動の授業時数は、学習指導要領で定める学級活動に充てる。
 授業時数が週1～2単位時間増加する。
 （反転部分は授業時数が増加する教科等）

外国語活動を新設

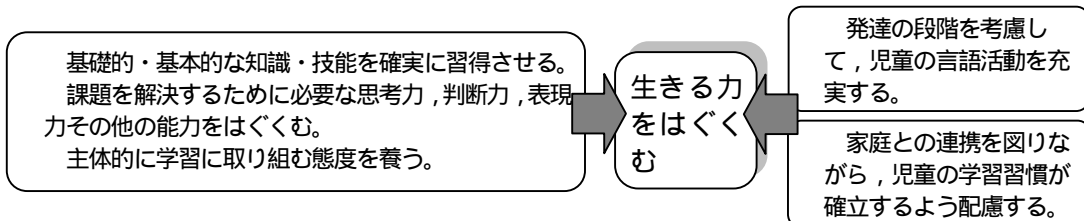
総合的な学習の時間の授業時数を35～45単位時間縮減

第1学年で68単位時間、
 第2学年で70単位時間、
 第3～6学年で35単位時間増加

3 「総則」の改善の要点【解説P 5～7, 14～73】

(1) 教育課程編成の一般方針【解説P 5～6, 14～26】

教育課程編成の原則



道徳教育

道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて、児童の発達段階を考慮して行う。

道徳教育の目標として

- ・ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し
- ・ 公共の精神を尊び
- ・ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し

を追加した。

道徳教育を進めるに当たっては

- ・ 道徳性の育成に資する体験活動として集団宿泊活動を追加し
- ・ 基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにする

ことなどを重視する。

体育・健康に関する指導

学校における食育の推進及び安全に関する指導を追加した。

- ・ 食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。

(2) 内容等の取扱いに関する共通的事項【解説 P 6 , 27 ~ 35】

各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項

特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。

内容の範囲や程度等を示す事項

すべての児童に対して指導する。

学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにする。各教科、道徳、外国語活動及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序

特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える。

2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容

2学年間かけて指導する事項を示したものである。

各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導する。

複式学級（2以上の学年の児童で編制する学級）

特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

(3) 授業時数の取扱い【解説P 6～7, 36～45】

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業

年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにする。

各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定める。

特別活動のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

これは、

- ・実験や観察の際の理科の授業は60分で行うこと
- ・計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うこと

など、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。

特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

- ・道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。
- ・10分間程度の短い時間を活用して児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となる。

地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(4) 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項【解説P 7, 46～73】

次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

各教科の各学年の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、効果的な指導ができるようにすること。

児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

各教科等の指導に当たっては、

児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。
- ・言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実する。

体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する。

児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。

日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図る。

児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。

児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫する。

児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。

- ・個別指導、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など

障害のある児童などについては、

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。

- ・例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する など

海外から帰国した児童などについては、

学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。

情報教育の充実については、

各教科等の指導に当たっては、

- ・児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、
- ・コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、
- ・適切に活用できるようにする

ための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。

学校図書館については、

計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。

指導の改善を行い学習意欲の向上のために、

児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価する。

家庭や地域社会との連携，学校相互の連携や交流については，

学校がその目的を達成するため，地域や学校の実態等に応じ，家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深める。また，小学校間，幼稚園や保育所，中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

4 学習指導要領の移行措置の主なポイント

(1) 移行措置の内容および移行期間中の授業時数について

総則や，道徳，総合的な学習の時間，特別活動については，平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施

算数及び理科は，教材を整備して先行実施

移行期間中から，新課程の内容の一部を前倒しして実施（授業時数の増加も前倒し実施）

これに伴い，小学校では，総授業時数を各学年で週1コマ増加

新課程の前倒しに伴い，現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材を作成・配布

各教科（算数及び理科を除く）は，学校の判断で先行実施

学校の判断により，新学習指導要領によることも可能とする。

但し，以下のものについては，全ての小学校で先行実施

- ・地図帳で指導可能な「47都道府県の名称と位置」等の指導
- ・音楽の共通歌唱教材として指導する曲数の充実等
- ・体育の授業時数の増加（小学校低学年）

第5・6学年における外国語活動は，各学校の裁量により授業時数を定めて実施することが可能（各学年で週1コマまでは，総合的な学習の時間の授業時数を充てることが可能）

(2) 各教科等の学習指導上の留意事項【平成20年6月13日事務次官通知】

一般的な留意事項

移行期間中に追加して指導することとされている内容については，新学習指導要領の規定により，適切な指導が行われるようにする。

複数の学年にわたる指導に関する留意事項

複数の学年の目標及び内容をまとめて示している教科等については，新学習指導要領が全面実施された際の指導内容を見通した上で，移行期間中の指導計画を適切に作成する。（特に，移行期間最終年度と本格実施初年度の接続に留意する。）

各学校の判断で新学習指導要領の内容を指導する場合の留意事項

各学校の判断で新学習指導要領によって指導する場合には，その内容に応じて適切な教材を用いるとともに，所要の時数を確保した上で実施する。

小学校 国 語

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 2 ~ 5】

小学校，中学校及び高等学校を通じて，言語の教育としての立場を一層重視し，国語に対する関心を高め，国語を尊重する態度を育てるとともに，実生活で生きてはたらき，各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること，我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

言葉を通して的確に理解し，論理的に思考し表現する能力，互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや，我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。

(2) 目標について【解説 P 6】

国語科の最も基本的な目標である国語による表現力と理解力とを育成するとともに，人間と人間との関係の中で，互いの立場や考えを尊重しながら言葉で「伝え合う力」を高めることを位置付けている。

論理的な思考力や想像力及び言語感覚を養うとともに，伝統的な言語文化に触れたり，国語の特質を理解したりしながら，国語に対する関心を深めたり国語を尊重したりする態度の育成を位置付けている。

(3) 内容について【解説 P 6 ~ 8】

内容の構成の改善

「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」の3領域と〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改めた。

各領域の内容を(1)指導事項，(2)言語活動例として再構成。(1)に示した指導事項を(2)に示した言語活動例を通して指導することを一層重視。

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は，我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度の育成，国語が果たす役割や特質についてまとめた知識を身に付けるとともに，実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点を置いて構成。

学習過程の明確化

自ら学び，課題を解決していく能力の育成を重視し，指導事項については学習過程を明確化。

言語活動の充実

3領域において，基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究できる国語の能力を身に付けることができるよう，言語活動を具体的に例示。

学習の系統性の重視

児童の実態に応じ，重点を置くべき指導内容を明確化，系統化。

伝統的な言語文化に関する指導の重視

我が国の言語文化に親しみ，継承し，新たな創造へとつないでいくことができるように構成。

読書活動の充実

指導の改善と，学校図書館の計画的な利用による日常の読書活動などについて重視。

文字指導の内容の改善

漢字の指導については，日常生活や他教科等の学習における使用や，読書活動に資することを重視して改善。

ローマ字の指導については，従前の第4学年から第3学年に移行。

書写の指導については，実際に日常生活や学習活動に役立つよう，内容や指導のあり方を改善。

(4) 指導計画について【解説P101～110】

指導計画作成上の配慮事項

各学年の内容については弾力的に指導することができること。

「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接に関連づけて指導し、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。

学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図ること。また情報機器を活用する機会を設けるなどして指導の効果を高めるよう工夫すること。

「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、音声言語教材を活用し指導効果を高めること。

「B書くこと」に関する指導については、実際に文章を書く活動をなるべく多くすること。

「C読むこと」の指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

低学年においては、生活科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。第1学年は、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

道徳の時間などとの関連を考慮しながら、国語科の特質に応じ、道徳について適切に指導すること。

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の取扱い

特定の事項をまとめて指導したり、繰り返し指導したりすることが必要な場合は、特にそれだけを取り上げて学習させるよう配慮すること。

伝統的な言語文化に関する指導については各学年で行い、古典に親しめるよう配慮すること。

硬筆を使用する書写の指導は各学年で行い、毛筆を使用する書写の指導は第3学年以上の各学年で行うこと。

取り上げる教材についての観点

選定の観点や取り扱いの配慮事項の提示。児童の発達の段階に即して適切な話題を精選して調和的に取り上げること。

《示されている配当単位時間の目安》

領域等・学年	第1学年	第2学年	第3・4学年	第5・6学年
「A話すこと・聞くこと」	35	35	30	25
「B書くこと」	100	100	85	55
毛筆を使用する書写			30	30

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度から平成22年度までの国語の指導に当たっては、全部または一部について新小学校学習指導要領によることができることとする。

(2) 取組の留意点

現行小学校指導要領による場合、平成22年度の第3学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第1節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)に規定する事項「ローマ字の指導」を加えること。

小学校 社会

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

各学校段階の特質に応じて、習得すべき知識、概念の明確化を図るとともに、コンピュータなども活用しながら、地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

(2) 目標について【解説 P 5～6】

<教科の目標について>

教科の目標の趣旨は現行どおりとするが、教育基本法の規定を踏まえ、これまでの「民主的、平和的な」を「平和で民主的な」と改めて、表記の統一を図った。

<学年の目標について>

社会生活や国土に対する理解と自然災害の防止の重要性についての関心を深める視点から

- ・「良好な生活環境」を加えた。【第3学年及び第4学年目標(1)】
- ・「国土の環境と国民生活との関連」、「自然災害の防止」を加えた。【第5学年目標(1)】
- ・「社会の情報化の進展」を加えた。【第5学年目標(2)】

観察、調査したり、各種の基礎的資料を効果的に活用したり、社会的事象の意味や働きなどについて考え、表現したりする力を育てる視点から

- ・現行の「調べたこと」に「考えたこと」を加え、「考えたことを表現する」ことを一層重視した。【全学年の目標(3)に共通】
- ・「地球儀」の効果的な活用を加えた。【第5学年及び第6学年目標(3)に共通】

(3) 内容について【解説 P 6～9】

年	内容	主な内容の改善点及び内容の取扱い		
第3・4学年	(1)	ア	「古くから残る建造物」を加えた。	
		取扱い	「方位や主な地図記号について扱うものとする」を加えた。 最初に四方位を取り上げ、八方位については第4学年修了までに身に付けるようにする。	
	(2)	取扱い	「生産」、「販売」いずれも扱い、販売では販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること。	
	(3)	取扱い	「節水や節電などの資源の有効な利用」についても扱うこと。	内容(3)、(4)共通(取扱い) 「資料を活用したり」を加えた。 「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする」を加えた。
	(4)	ア	「関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故防止に努めていること」を加えた。	
	(5)	イ	「地域に残る」を「地域の人々が受け継いできた」と改めた。	
(6)	ア	「我が国における自分たちの県の地理的位置」、「47都道府県の名称と位置」を加えた。		
	ウ	「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を加えた。 「地形から見て特色ある地域」は、第5学年内容(1)イへ移行統合した		

年	内 容		主な内容の改善点及び内容の取扱い
第5学年	(1)		第3学年及び第4学年で学習する内容との円滑な接続や、第5学年で学習する内容相互の関連を考慮し、内容の示し方の順序を改めた。
		ア	「世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置」を加えた。 世界の六大陸，三海洋の名称と位置や広がり，主な国の名称と位置を地図帳や地球儀で調べ，白地図などに書き表すこと。また，「主な国」については，解説の例示を参考に適切に取り上げること。 「領土」を内容に位置付け「我が国の位置と領土」とした。 「竹島」の取扱いについては，島根県発行の副教材等を活用して適切な指導を行うこと。
		イ	「気候条件」については，「地形条件」を含めて「自然条件」と改めた。
		エ	防災に関する教育の充実を図る観点から「自然災害の防止」を加えた。
	(2)(3)	取扱い	食料生産や工業生産にかかわって，「価格や費用」について取り扱うものとする。
	(4)	イ	「これらの産業に従事している人々の工夫や努力」を「情報化した社会の様子と国民生活とのかわり」と改めた。
取扱い		「情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育，福祉，医療，防災などの中から選択して取り上げること」を加えた。	
第6学年	(1)	ア	「農耕の始まり」を「狩猟・採集や農耕の生活」と改めた。
		エ，カ	「室町文化」，「町人の文化や新しい学問」に関する内容をそれぞれ独立した項目とした。
		取扱い	「我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること」を加えた。
	(2)	取扱い	「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，国民の司法参加」を加えた。 地方公共団体や国の政治の働きに関する事例として，「社会保障」を加えた。

(4) 指導計画について【解説P100～107】

指導計画作成上の配慮事項

- ・地域の実態を生かし，児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに，観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。
 - ・博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに，身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。
 - ・図書館やコンピュータなど，また第4学年以降では教科用図書「地図」を活用すること。
 - ・道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，道徳の「内容」について，社会科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 内容の取扱いと指導上の配慮事項
- ・社会的事象を公正に判断できるようにするとともに，社会的な見方や考え方が養われるようにすること。
 - ・各学年において，地図や統計資料などを活用し，我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができるよう工夫して指導すること。（小学校修了までに確実に身に付け活用できる）

2 移行措置

平成21年度及び平成22年度における第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては，その全部又は一部について新学習指導要領によることができる。ただし，現行学習指導要領による場合には，新学習指導要領に定める内容の一部を以下のとおり追加又は適用する。

平成21年度及び平成22年度の第3学年及び第4学年について

内容2(6)アに規定する事項のうち「我が国における自分たちの県の地理的位置」，「47都道府県の名称と位置」の部分の規定に係る事項を加えること。

平成21年度の第3学年又は平成22年度の第3学年若しくは第4学年について

内容2(6)ウ「県内の特色ある地域の人々の生活」の事例選択の規定によること。

平成21年度及び平成22年度の第5学年について

「国土の位置」の事項を省略し，「世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土」を加えること。

小学校 算 数

1 改訂の趣旨

(1) 改訂の基本方針【解説P 3～5】

算数的活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、数学的な思考力・表現力を育て、学ぶ意欲を高めるようにする。

数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、内容の系統性を重視しつつ、学年間や学校段階間で内容の一部を重複させる。それによって、指導内容をなだらかに発展させたり、学び直しの機会を設けたりするなど、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による学習指導を進められるようにする。

数学的な思考力・表現力を育成するために、根拠を明らかにし筋道を立てて考えることや、言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて問題を解決したり、自分の考えを分かりやすく説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりすることなどの指導を充実する。

算数を学ぶ意欲を高めたり、学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにする。

素地的な学習活動を取り入れて、数量や図形の意味を実感的に理解できるようにする。

反復（スパイラル）により、理解の広がりや深まりなど学習の進歩が感じられるようにする。

身に付けたものを日常生活や他教科等の学習、より進んだ算数の学習へ活用していく。

算数的活動を生かした指導を一層充実し、言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにするために、各学年の内容において算数的活動を具体的に示すようにする。

(2) 目標について【解説P 8～9，18～22】

現行の学習指導要領	新学習指導要領
数量や図形についての算数的活動を通して、基礎的な知識と技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考える能力を育てるとともに、活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活に生かそうとする態度を育てる。	算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・ <u>基本的な知識</u> 及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、 <u>表現する能力</u> を育てるとともに、 <u>算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き</u> 、 <u>進んで生活や学習に活用しようとする態度</u> を育てる。

下線部分は、加えられた語句・事項や変更された表現

(3) 内容について【解説P 9～15，28～53】

内容の示し方

言葉や数、式、表、グラフなどを用いた思考力・表現力を重視するため、低学年においても「D数量関係」の領域が設けられた。これによって、第1学年から第6学年までにわたって、「A数と計算」、「B量と測定」、「C図形」及び「D数量関係」の4領域ごとの内容が示された。

さらに、各学年において、4領域の内容に続けて〔算数的活動〕の内容が示された。

算数的活動【P 8～11，18～22，184～186】

算数的活動とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味している。「目的意識をもって主体的に取り組む」とは、新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとしたりすることである。

教師の説明を一方向的に聞くだけの学習や、単なる計算練習を行うだけの学習は、算数的活動には含まれない。

作業的・体験的な活動など身体を使ったり，具体物を用いたりする活動だけでなく，算数に関する課題について考えたり，算数の知識をもとに発展的・応用的に考えたりする活動や，考えたことなどを表現したり，説明したりする活動も算数的活動に含まれる。

各領域の内容の改善

A 数と計算

基礎的・基本的な内容の確実な定着のために，学年間での反復（スパイラル）による教育課程を重視し，学年間などで同じ系統の内容の接続を工夫し，取扱いの程度を少しずつ高めていけるようにしている。

- ・整数の意味や表し方，計算についての内容を主として第1学年から第4学年に位置付け，例えば第1学年で「簡単な3位数の表し方」などを位置付けている。
 - ・小数及び分数の意味や表し方，計算についての内容を主として第3学年から第6学年に位置付け，例えば第2学年で「簡単な分数」などを位置付けている。
- 小数及び分数では，これまであったいわゆる「はだめ規定」は設けないこととした。

B 量と測定

第1学年では，長さに加えて，「面積，体積の比較」を位置付け，第2学年以降で量の単位と測定について理解する上で基盤となる素地的な学習活動となるようにしている。

C 図形

各学年で，平面図形と立体図形をバランスよく指導できるようにしている。例えば，第1学年では，身の回りにあるものの形を取り上げ，平面図形と立体図形の両方を指導する。

D 数量関係

低学年で従前の「A数と計算」の領域に位置付けられていた内容のうち，「式の表現と読み」及び「資料の整理と読み」に関する内容を「D数量関係」の領域に移すことによって，その整理と充実を行っている。

(4)指導計画の作成と内容の取扱いについて【解説P183～189】

継続的な指導や学年間の円滑な接続

各学年の内容は，次の学年以降においても必要に応じて継続して指導する。

基礎的な能力の習熟や維持を図るため，適宜練習の機会を設けて計画的に指導する。

学年間の指導内容を円滑に接続するため，適切な反復による学習指導を進めるようにする。

算数的活動を通しての指導

各学年の内容に示す事項については，算数的活動を通して指導するようにする。

例示としてあげられている算数的活動をその通りに行うこともあるし，また類似した活動を設定して指導に取り入れることも考えられる。さらに，内容で示されていない算数的活動についても学校や教師の工夫によって新たに設定して取り入れるようにすることが必要である。

道徳教育との関連

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第3章道徳の第2に示す内容について，算数科の特質に応じて適切な指導をする。

考えを表現し伝え合うなどの学習活動

思考力，判断力，表現力等を育成するため，各学年の内容の指導に当たっては，言葉，数，式，図，表，グラフを用いて考えたり，説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにする。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度及び平成22年度の移行期間中から、重複を避けるために現行の学習指導要領に規定する内容の一部を省略し、新学習指導要領に規定する内容の一部を加えて実施する。

移行期間中の標準授業時数は新課程の時数となり、現行と比べ20～25時間増加する。

平成21年度及び平成22年度の指導に当たっては、新学習指導要領の算数的活動に規定する事項を加えることができる。

用語・記号については、小学校学習指導要領137ページ「移行期間中の小学校算数の〔用語・記号〕について」を参考に、現行課程から省略したり新課程から追加したりして指導する。

小学校学習指導要領125ページからの「小学校算数の移行措置について」を参考にする。

(2) 移行措置に係る内容（数字は、平成23年度から位置付けられる学年）

【平成21年度】

学年	現行課程から省略する内容	平成21年度に新課程から加える内容
1	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な3位数 ・簡単な2位数の加法・減法 ・面積，体積の比較 ・時刻の読み方
2	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・1万についても取り扱う〔内取〕 ・簡単な3位数の加法・減法 ・時間の単位（日，時，分） ・正方形，長方形，直角三角形 ・箱の形
3	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・1億についても取り扱う〔内取〕 ・4位数の加法・減法 ・3位数に2位数をかける乗法 ・重さの単位（t）〔内取〕 ・二等辺三角形，正三角形 ・角 ・円，球
4	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・四則計算の結果の見積り ・小数×整数，小数÷整数 ・そろばん（加法・減法） ・面積の単位（a，ha）〔内取〕 ・直線の平行や垂直 ・平行四辺形，ひし形，台形 ・立方体，直方体 ・直線や平面の平行や垂直 ・見取図，展開図〔内取〕 ・四則計算の性質（整数）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・同分母分数（真分数）の加法・減法 ・真分数と真分数との加法及びその逆の減法〔内取〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・同分母分数の加法・減法 ・多角形，正多角形 ・立方体，直方体 ・見取図，展開図〔内取〕 ・ひし形，台形の面積の求め方 ・図形の合同 ・直線や平面の平行や垂直
6	<ul style="list-style-type: none"> ・異分母分数（真分数）の加法・減法 ・真分数と真分数との加法及びその逆の減法〔内取〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・異分母分数の加法・減法 ・図形の合同 ・文字を用いた式（a，xなど） ・メートル法の仕組み ・縮図や拡大図

【平成22年度】

学年	現行課程から省略する内容	平成22年度に新課程から加える内容
1	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な3位数 ・簡単な2位数の加法・減法 ・面積，体積の比較 ・時刻の読み方 ・個数を絵や図などで表す

2	<ul style="list-style-type: none"> ・時刻のよみ方 	<ul style="list-style-type: none"> ・1万についても取り扱う [内取] ・簡単な分数 ($1/2$ や $1/4$ など) ・簡単な3位数の加法・減法 ・体積の単位 (ml , dl , l) と測定 ・時間の単位 (日 , 時 , 分) ・正方形 , 長方形 , 直角三角形 ・箱の形
3	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の単位 (日 , 時 , 分) ・箱の形 ・正方形 , 長方形 , 直角三角形 	<ul style="list-style-type: none"> ・1億についても取り扱う [内取] ・4位数の加法・減法 ・3位数に2位数をかける乗法 ・除数が1位数で商が2位数の除法 ・小数の意味や表し方 ・1/10の位までの加法・減法 ・分数の意味や表し方 ・簡単な分数の加法・減法 ・小数0.1と分数1/10などを数直線を用いて関連付けて扱う [内取] ・重さの単位 (t) [内取] ・二等辺三角形 , 正三角形 ・角 ・円 , 球 ・などを用いた式
4	<ul style="list-style-type: none"> ・二等辺三角形 , 正三角形 ・角 ・円 , 球 	<ul style="list-style-type: none"> ・四則計算の結果の見積り ・小数×整数 , 小数÷整数 ・大きさの等しい分数 ・同分母分数の加法・減法 ・そろばん (加法・減法) ・面積の単位 (a , ha) [内取] ・直線の平行や垂直 ・平行四辺形 , ひし形 , 台形 ・立方体 , 直方体 ・直線や平面の平行や垂直 ・見取図 , 展開図 [内取] ・四則計算の性質 (整数 , 小数など)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・小数×整数 , 小数÷整数 ・同分母分数 (真分数) の加法・減法 ・真分数と真分数との加法及びその逆の減法 [内取] ・和 , 差の概数の見積り ・円の面積の求め方 ・直線の平行と垂直 ・平行四辺形 , 台形 , ひし形 ・四則計算の性質のまとめ (整数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・約数 , 倍数 ・最大公約数・最小公倍数 [内取] ・同分母分数の加法・減法 ・分数の大きさ , 大小の比べ方 ・異分母分数の加法・減法 ・分数×整数 , 分数÷整数 ・ひし形・台形の面積の求め方 ・体積の単位 (cm^3 , m^3) ・立方体及び直方体の体積の求め方 ・単位量当たりの大きさ ・多角形 , 正多角形 ・図形の合同 ・角柱や円柱 ・見取図 , 展開図 [内取]
6	<ul style="list-style-type: none"> ・異分母分数 (真分数) の加法・減法 ・真分数と真分数との加法及びその逆の減法 [内取] ・立方体 , 直方体 , 直線や平面の平行や垂直 	<ul style="list-style-type: none"> ・異分母分数の加法・減法 ・メートル法の仕組み ・縮図や拡大図 ・文字を用いた式 (a , x など) ・起こり得る場合

算数的活動について

[小学校学習指導要領の例示]

[第1学年]

- ア 具体物をまとめて数えたり等分したりし、それを整理して表す活動
- イ 計算の意味や計算の仕方を、具体物を用いたり、言葉、数、式、図を用いたりして表す活動
- ウ 身の回りにあるものの長さ、面積、体積を直接比べたり、他のものを用いて比べたりする活動
- エ 身の回りから、いろいろな形を見付けたり、具体物を用いて形を作ったり分解したりする活動
- オ 数量についての具体的な場面を式に表したり、式を具体的な場面に結び付けたりする活動

[第2学年]

- ア 身の回りから、整数が使われている場面を見付ける活動
- イ 乗法九九の表を構成したり観察したりして、計算の性質やきまりを見付ける活動
- ウ 身の回りにあるものの長さや体積について、およその見当を付けたり、単位を用いて測定したりする活動
- エ 正方形、長方形、直角三角形をかいたり、作ったり、それらで平面を敷き詰めたりする活動
- オ 加法と減法の相互関係を図や式に表し、説明する活動

[第3学年]

- ア 整数、小数及び分数についての計算の意味や計算の仕方を、具体物を用いたり、言葉、数、式、図を用いたりして考え、説明する活動
- イ 小数や分数を具体物、図、数直線を用いて表し、大きさを比べる活動
- ウ 長さ、体積、重さのそれぞれについて単位の間係を調べる活動
- エ 二等辺三角形や正三角形を定規とコンパスを用いて作図する活動
- オ 日時や場所などの観点から資料を分類整理し、表を用いて表す活動

[第4学年]

- ア 目的に応じて計算の結果の見積りをし、計算の仕方や結果について適切に判断する活動
- イ 長方形を組み合わせた図形の面積の求め方を、具体物を用いたり、言葉、数、式、図を用いたりして考え、説明する活動
- ウ 身の回りにあるものの面積を実際に測定する活動
- エ 平行四辺形、ひし形、台形で平面を敷き詰めて、図形の性質を調べる活動
- オ 身の回りから、伴って変わる二つの数量を見付け、数量の関係を表やグラフを用いて表し、調べる活動

[第 5 学年]

- ア 小数についての計算の意味や計算の仕方を，言葉，数，式，図，数直線を用いて考え，説明する活動
- イ 三角形，平行四辺形，ひし形及び台形の面積の求め方を，具体物を用いたり，言葉，数，式，図を用いたりして考え，説明する活動
- ウ 合同な図形をかいたり，作ったりする活動
- エ 三角形の三つの角の大きさの和が 180° になることを帰納的に考え，説明する活動
四角形の四つの角の大きさの和が 360° になることを演繹的に考え，説明する活動
- オ 目的に応じて表やグラフを選び，活用する活動

[第 6 学年]

- ア 分数についての計算の意味や仕方を，言葉，数，式，図，数直線を用いて考え，説明する活動
- イ 身の回りで使われている量の単位を見付けたり，それがこれまでに学習した単位とどのような関係にあるかを調べたりする活動
- ウ 身の回りから，縮図や拡大図，対称な図形を見付ける活動
- エ 身の回りから，比例の関係にある二つの数量を見付けたり，比例の関係を用いて問題を解決したりする活動

【小学校学習指導要領】

[算数的活動の分類] 【解説 P 185 ~ 186】

- 手や身体などを使ってものを作るなどの作業的な活動
- 教室の内外において各自が実際に行ったり確かめたりする体験的な活動
- 身の回りにある具体物を用いた活動
- 実態や数量などを調査する活動
- 数量や図形の意味，性質や問題解決の方法などを見付けたりつくり出したりする探究的な活動
- 学習したことをさらに発展させて考える活動
- 学習したことを様々な場面に応用する活動
- 算数や他教科等の学習を通して身に付けたものを総合的に用いる活動

小学校算数科の内容の構成 (図1)

□は「新規の内容」、△は「スパイラルのため学年間で重複させる内容」、下線は「学年間などで移行させる内容」を示している。

	A 数と計算	B 量と測定
第1学年	<p>整数の意味と表し方 ・ 2位数, 簡単な3位数など</p> <p>整数の加・減 ・ 1位数の加・減, 簡単な2位数の加・減</p>	<p>量の大きさの比較 ・ 長さ, <u>面積</u>, <u>体積</u>の大きさの比較</p> <p>時刻の読み方 (小2から移行)</p>
第2学年	<p>整数などの表し方 ・ 3位数, 4位数, <u>1万</u>, <u>簡単な分数</u> ($1/2$, $1/4$ など) など</p> <p>整数の加・減 ・ 2位数の加・減, <u>簡単な3位数の加・減</u> など</p> <p>整数の乗法 ・ 乗九九, <u>簡単な2位数の乗法</u> など</p>	<p>量の単位と測定 ・ 長さの単位 (mm, cm, m) ・ 体積の単位 (ml, dl, l) (小3から移行)</p> <p>時間の単位 (日, 時, 分) (小3から移行)</p>
第3学年	<p>整数の表し方 ・ 万の単位, <u>1億</u> など</p> <p>整数の加・減 ・ 3位数や<u>4位数</u>の加・減など</p> <p>整数の乗法 ・ 2位数や3位数の乗法 (<u>3位数×2位数</u> など) など</p> <p>整数の除法 ・ 1位数による簡単な除法 (商が1位数や2位数) など</p> <p>小数 (小4から移行) ・ <u>小数の意味と表し方</u>, <u>小数(1/10の位)の加・減</u></p> <p>分数 (小4, 小5から移行) ・ <u>分数の意味と表し方</u>, <u>簡単な分数の加・減</u></p> <p>そろばん ・ 数の表し方と加・減</p>	<p>いろいろな単位と測定 ・ 長さ (km) や重さの単位 (g, kg, <u>t</u>)</p> <p>計器による測定 時間の単位 (秒), 時刻や時間の計算</p>
第4学年	<p>整数の表し方 ・ 億, 兆の単位など</p> <p>およその数 ・ 概数, 四捨五入, <u>四則計算の結果の見積り</u> (小5, 6から移行)</p> <p>整数の除法 ・ 2位数などによる除法など</p> <p>整数の四則計算の定着と活用</p> <p>小数の計算 ・ 小数の加・減 ($1/10$, <u>$1/100$</u>の位など) ・ 小数の乗・除 (小数×整数, 小数÷整数) (小5から移行)</p> <p>分数の計算 ・ <u>同分母分数</u> (真分数, <u>仮分数</u>) の加・減など (小5から移行)</p> <p>そろばん ・ <u>加・減</u></p>	<p>面積 ・ 面積の単位 (cm^2, m^2, km^2, <u>a</u>, <u>ha</u>) と測定 ・ 正方形, 長方形の面積の求め方</p> <p>角の大きさの単位 (度 (°))</p>
第5学年	<p>整数の性質 ・ 偶数と奇数, 約数と倍数 (小6から移行), <u>素数</u></p> <p>整数と小数の記数法</p> <p>小数の計算 ・ 小数の乗・除 ($1/10$, <u>$1/100$</u>の位など)</p> <p>分数の計算 ・ <u>異分母分数</u> (真分数, <u>仮分数</u>) の加・減など (小6から移行) ・ 分数の乗・除 (分数×整数, 分数÷整数)</p>	<p>面積 ・ 三角形, 平行四辺形の面積の求め方 ・ <u>ひし形</u>, <u>台形の面積の求め方</u></p> <p>体積 (小6から移行) ・ 体積の単位 (cm^3, m^3) と測定 ・ 立方体, 直方体の体積の求め方</p> <p>測定値の平均 単位数当たりの大きさ (人口密度など) (小6から移行)</p>
第6学年	<p>分数の計算 ・ 分数の乗・除 (<u>分数・小数の混合計算</u>) など</p> <p>小数や分数の四則計算の定着と活用</p>	<p>紙形 ・ およその面積など</p> <p>面積 (小5から移行) ・ 円の面積の求め方</p> <p>体積 ・ <u>角柱</u>, <u>円柱の体積の求め方</u> (中学校から移行)</p> <p>速さ ・ 速さの意味及び表し方, 速さの求め方</p> <p>メートル法の単位の仕組み</p>

C 図形	D 数量関係	算数的活動
<p>図形</p> <ul style="list-style-type: none"> 身の回りにあるものの形 (<u>平面図形</u>)、立体図形の観察や構成 	<p>式による表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 加法や減法の場面を式に表す (「A数と計算」 から移行) <u>絵や図を用いた数量の表現</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ア 具体物を数える活動 イ 計算の意味や仕方を表す活動 ウ 量の大きさを比べる活動 エ 形を見付けたり、作ったりする活動 オ 場面を式に表す活動
<p>図形</p> <ul style="list-style-type: none"> 三角形、四角形 正方形、長方形、直角三角形 (小3から移行) 箱の形 (小3から移行) 	<p>式による表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 加法と減法の相互関係 (「A数と計算」 から移行) 乗法の場面を式に表す (「A数と計算」 から移行) <u>簡単な表やグラフ</u> (「A数と計算」 から移行) 	<ul style="list-style-type: none"> ア 整数が使われている場面を見付ける活動 イ 乗法九九表からきまりを見付ける活動 ウ 量の大きさの見当を付ける活動 エ 図形をかいたり、作ったり、敷き詰めたりする活動 オ 図や式に表し説明する活動
<p>図形</p> <ul style="list-style-type: none"> 二等辺三角形、正三角形 (小4から移行) 角 (小4から移行) 円、球 (小4から移行) 	<p>式による表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 除法の場面を式に表す (「A数と計算」 から移行) <u>式と図の関連付け</u>、<u>□などを用いた式など</u> <u>表や棒グラフ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ア 計算の仕方を考え説明する活動 イ 小数や分数の大きさを比べる活動 ウ 単位の関係を探る活動 エ 正三角形などを作図する活動 オ 資料を分類整理し表を用いて表す活動
<p>図形</p> <ul style="list-style-type: none"> 直線の平行や垂直の関係 (小5から移行) 平行四辺形、ひし形、台形 (小5から移行) 立方体、直方体 (小6から移行) <u>ものの位置の表し方</u> 	<p>伴って変わる二つの数量の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 数量の変化の様子を折れ線グラフにして関係を探る <p>式による表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 四則混合の式、()を用いた式、公式 <u>□、△などを用いた式</u> <p>四則計算の性質 (小5から移行)</p> <p>資料の分類整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 二つの観点の表、折れ線グラフ 	<ul style="list-style-type: none"> ア 計算の結果の見積りをし判断する活動 イ 面積の求め方を考え説明する活動 ウ 面積を実測する活動 エ 平行四辺形などを敷き詰め、図形の性質を探る活動 オ 身の回りの数量の関係を調べる活動
<p>図形</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>多角形や正多角形</u> <u>図形の合同</u> (中学校から一部移行) 図形の性質 円周率 <u>角柱、円柱</u> (小6から移行) 	<p>簡単な比例の関係</p> <p>数量の関係の見方や調べ方</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡単な式で表されている二つの数量の関係を調べる <p>百分率</p> <p>円グラフや帯グラフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 計算の仕方を考え説明する活動 イ 面積の求め方を考え説明する活動 ウ 合同な図形をかいたり、作ったりする活動 エ 図形の性質を帰納的に考え説明したり、演繹的に考え説明したりする活動 オ 目的に応じて表やグラフを選び活用する活動
<p>図形</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>縮図や拡大図</u> (中学校から移行) <u>対称な図形</u> (中学校から移行) 	<p>比</p> <p>比例と反比例 (中学校から一部移行)</p> <p>文字を用いた式 (a、x など) (中学校から一部移行)</p> <p>資料の調べ方</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の平均 <u>度数分布</u> <p>起こり得る場合 (中学校から移行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア 計算の仕方を考え説明する活動 イ 単位の関係を探る活動 ウ 縮図や拡大図、対称な図形を見付ける活動 エ 比例の関係をj用いて問題を解決する活動

小学校 理科

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

理科については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校を通じ、発達の段階に応じて、子どもたちが知的好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的に調べる能力や態度を育てるとともに、科学的な認識の定着を図り、科学的な見方や考え方を養うことができるよう改善を図る。

科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として、子どもたちの発達の段階を踏まえ、小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図る方向で改善する。

科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、学年や発達の段階、指導内容に応じて、例えば、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動を充実する方向で改善する。

科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するため、観察・実験や自然体験、科学的な体験を一層充実する方向で改善する。

理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせ、科学への関心を高める観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する方向で改善を図る。また、持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、理科についても、環境教育の充実を図る方向で改善する。

(2) 目標について

教科の目標【解説 P 7 ~ 11】

目標は、6点に分けて考えることができる。

「自然に親しむこと」「見通しをもって観察、実験などを行うこと」「問題解決の能力を育てること」「自然を愛する心情を育てること」「自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図ること」「科学的な見方や考え方を養うこと」

現行学習指導要領の「自然の事物・現象についての理解」に「実感を伴った」という文言を付加し、「自然の事物・現象についての実感を伴った理解」とした。

「実感を伴った理解」には、三つの側面がある。

- ・具体的な体験を通して形づくられる理解
- ・主体的な問題解決を通して得られる理解
- ・実際の自然や生活との関係への認識を含む理解

各学年の目標【解説 P 20 ~ 21, 32 ~ 33, 43 ~ 44, 54 ~ 55】

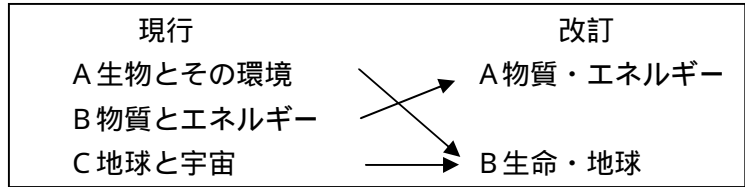
各学年で育成すべき問題解決の能力について、第6学年では中学校との接続を踏まえて見直した。

第3学年	自然の事物・現象の差異点や共通点に気付いたり、比較したりする能力を育成する。	比較
第4学年	自然の事物・現象の変化とその要因とを関係付ける能力を育成する。	関係付け
第5学年	変化させる要因と変化させない要因を区別しながら、観察・実験などを計画的に行っていく条件制御の能力を育成する。	条件制御
第6学年	自然の事物・現象の変化や働きについてその要因や規則性、関係を推論する能力を育成する。	推論

(3) 内容について

内容区分【解説 P 4 ~ 6】

児童の学び方の特性や中学校の「第1分野」、「第2分野」との整合性を考慮し、二区分に整理した。



A 物質・エネルギー

・「エネルギー」、「粒子」といった科学の基本的な見方や概念を柱として、内容が系統性をもつようにした。

・観察・実験を通して探究したり、ものづくりをしたりすることの指導に重点を置く。

B 生命・地球

・「生命」、「地球」といった科学の基本的な見方や概念を柱として、内容が系統性をもつようにした。

・観察やモデルなどを通して探究したり、自然災害などの視点と関連付けて探究したりすることの指導に重点を置く。

内容の追加・移行【解説 P 6】

追加する内容	第3学年 「物と重さ」「風やゴムの働き」「身近な自然の観察」 第4学年 「水の体積変化」「人の体のつくりと運動」 第5学年 「水中の小さな生物」「川の上流、下流と川原の石」 「雲と天気の変化」 第6学年 「てこの利用」「電気の利用」「主な臓器の存在」 「水の通り道」「食べ物による生物の関係」「月と太陽」
学年間で移行する内容	第4学年 「天気による1日の気温の変化」《 第5学年から移行》 第5学年 「電流の働き」《 第6学年から移行》 第6学年 「てこの規則性」《 第5学年から移行》
選択から必修とする内容	第5学年 「卵の中の成長」、「母体内の成長」、「振り子の運動」 第6学年 「土地の変化と火山」、「土地の変化と地震」
中学校へ移行統合する内容	第5学年 「物の衝突」《 中学校第3学年へ移行統合》

(4) 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成上の配慮事項【解説 P 68 ~ 70】

観察、実験や自然体験、科学的な体験を充実させることによって、科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するよう配慮する。

観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮する。

博物館や科学学習センターなどと連携・協力を図りながら、積極的に活用するよう配慮する。

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をする。

内容の取扱い【解説 P 70 ~ 72】

観察、実験、栽培、飼育及びものづくりの指導については、指導内容に応じてコンピュータ、視聴覚機器などを適切に活用できるようにする。

事故の防止に十分留意する。

野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、自然環境を大切に、その保全に寄与しようとする態度を育成するようにする。

個々の児童が主体的に問題解決活動を進めるとともに、学習の成果と日常生活との関連を図り、自然の事物・現象について実感を伴って理解できるようにする。

(5) 改訂の趣旨を踏まえた指導【解説P 5～6，72】

実感を伴った理解を図る学習を充実する。

児童が主体的に問題解決の活動を進めるように指導を工夫する。

学習の成果を生活とのかかわりの中でとらえ直した理解を図る。

観察・実験の結果を整理し考察し表現する学習活動を重視する。

観察・実験の結果を表やグラフに整理したり処理したりする学習活動を重視する。

自らの結果を基にして予想や仮説と関係付けながら考察する学習活動を重視する。

結論をまとめ、表現する学習活動を重視する。

自然体験や科学的な体験の充実を図る。

生活科との関連を考慮し、自然体験の充実を図る。

生活科との関連を考慮し、ものづくりなどの科学的な体験の充実を図る。

環境教育の推進を図る。

地域の特性を生かし、その保全を考えた学習の充実を図る。

環境への負荷に留意した学習の充実を図る。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

新小学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとした。また、それに応じて、現行学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととした。

新課程に円滑に移行できるよう、新課程の内容の一部を前倒しして実施する。

(2) 取組の留意点

標準授業時数 [()内は過当たりのコマ数]

	現 行	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第3学年	70(2)	90(2.6)	90(2.6)	90(2.6)
第4学年	90(2.6)	105(3)	105(3)	105(3)
第5学年	95(2.7)	105(3)	105(3)	105(3)
第6学年	95(2.7)	105(3)	105(3)	105(3)

内容の追加・省略・必修

[平成21年度]

学 年	内 容			
第3学年	追加して指導	・物と重さ	・風やゴムの働き	・身近な自然の観察
	省 略	・昆虫と植物のかかわり	《 「身近な自然の観察」に再編》	

第4学年	追加して指導	・水の三態変化《 「氷の体積変化」を追加
	省略	・人の体のつくりと運動 ・天気による1日の気温の変化 ・水の状態変化《 「水の三態変化」に統合》
第5学年	追加して指導	・電流の働き ・水中の小さな生物
	必修 省略	・振り子の運動 ・卵の中の成長 ・母体内の成長 ・てこの規則性《 平成22年度に第6学年で指導する》 ・衝突《 中学校へ移行》
第6学年	追加して指導	・電気による発熱 ・主な臓器の存在 ・水の通り道 ・食べ物による生物の関係 ・月と太陽
	必修 省略	・土地の変化と火山 ・土地の変化と地震 なし

[平成22年度] 【ゴシック体は、平成21年度とは異なる内容】

学年	内容	
第3学年	平成21年度と同じ	
	追加して指導	・物と重さ ・風やゴムの働き ・身近な自然の観察
省略	・昆虫と植物のかかわり《 「身近な自然の観察」に再編》	
第4学年	平成21年度と同じ	
	追加して指導	・水の三態変化《 「氷の体積変化」を追加
省略	・人の体のつくりと運動 ・天気による1日の気温の変化 ・水の状態変化《 「水の三態変化」に統合》	
第5学年	追加して指導	・電流の働き ・水中の小さな生物 ・雲と天気の変化 ・川の上流・下流と川原の石
	必修 省略	・振り子の運動 ・卵の中の成長 ・母体内の成長 ・てこの規則《 第6学年へ移行》・衝突《 中学校へ移行》 ・天気による1日の気温の変化 《 平成21年度、第4学年で指導済》
第6学年	追加して指導	・てこの規則性 ・電気の利用 ・主な臓器の存在 ・水の通り道 ・食べ物による生物の関係 ・月と太陽
	必修 省略	・土地の変化と火山 ・土地の変化と地震 ・電流の働き《 平成21年度に第5学年で指導済》

3 特に配慮する事項

指導計画の作成

- ・観察・実験や自然体験，科学的な体験を充実させる工夫を図る。
- ・内容の系統性，追加して指導する内容，省略する内容，学年を移行して指導する内容を把握する。
新しい学習内容に対応する観察・実験の把握や研修
- ・追加して指導する内容には，従前の課程で指導していた学習内容や，それと類似するものが多く含まれていることから，学習に必要な観察・実験や，指導方法などの研修等を行う。
観察・実験に必要な機器の計画的整備
- ・移行措置における観察・実験の実施時期を把握し，必要な機器の整備を計画的に行う。

小学校 生 活

1 改訂の趣旨

(1) 改訂の基本方針【解説 P 2 ~ 4】

具体的な活動や体験を通して、人や社会、自然とのかかわりに関心をもち、自分自身について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるといったその趣旨の一層の実現を図るため、人や社会、自然とかわる活動を充実し、自分自身についての理解などを深めるよう改善を図る。

気付きの質を高め、活動や体験を一層充実させるための学習活動を重視する。また、科学的な見方・考え方の基礎を養う観点から、自然の不思議さや面白さを実感する学習活動を取り入れる。

児童を取り巻く環境の変化を考慮し、安全教育を充実することや自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する学習活動を充実する。また、小学校における教科学習への円滑な接続のための指導を一層充実するとともに、幼児教育との連携を図り、異年齢での教育活動を一層推進する。

(2) 目標について【解説 P 5 ~ 6, 9 ~ 18】

教科の目標

現行を維持し、身近な人々や対象と直接的にかかわる学習活動を通して、児童が学習や生活において自立することを目指すとともに、豊かな生活を営む生活者としての資質や能力及び態度を育成することを引き続き重視している。

学年の目標

自分を見つめ、自分のよさや可能性に気付き、自分の成長についての一人一人の認識を深めることがさらに重視されたことから、目標(3)として自分自身に関することが加えられたため、目標が4つに増えた。

目標(1)では「地域のよさに気付き」、目標(2)では「自然のすばらしさに気付き」、目標(3)では「自分のよさや可能性に気付き」という文言を加え、学習活動において、一人一人の児童にどのような認識が育つことを期待しているかを明確に示している。

目標(4)では、生活科における表現の価値について、思いや願いを自己表出することと、表現によって思考を深めることの両面があることを明確にし、「考える」ことを強調している。

(3) 内容について

内容及び内容の取扱いの改善【解説 P 4 ~ 7】

気付きの明確化と気付きの質を高める学習活動の充実

- ・自分の特徴や可能性に気付き、自らの成長についての認識を深めたり、気付きをもとに考えたりすることなどのように、児童の気付きの質を高める。
- ・活動や体験によって生まれる気付きを基に考えるための具体的な学習活動として、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動の充実に留意する。

伝え合い交流する活動の充実

- ・身の回りの人とかかわりや自分自身のことについて考えるために、活動や体験したことを振り返り、自分なりに整理したり、そこでの気付き等を他の人たちと伝え合ったりする学習活動を充実するとともに、活動や体験したことを言葉や絵で表す表現活動を一層重視する。

- ・言葉などを中心としたコミュニケーション活動を通して、体験したことを他者と情報交流することを目指した「生活や出来事の交流」が新たに内容(8)として位置付けられた。

自然の不思議さや面白さを実感する指導の充実

- ・学年の目標(2)に「自然のすばらしさに気付き」と明示されたことに加え、内容(6)「自然や物を使った遊び」において、身近な自然や物を使って遊びや遊びに使う物を工夫してつくること、自然の不思議さに気付くことが明示されたことに留意し、科学的な見方・考え方の基礎を養う。

安全教育や生命に関する教育の充実

- ・学年の目標(1)に「安全で適切な行動」が加えられるとともに、内容(1)「学校と生活」に「その安全を守っている人々」が加えられたことに留意し、地域や登下校の安全に関する学習活動を一層充実する。
- ・内容(7)「動植物の飼育・栽培」の内容の取扱いにおいて「継続的な飼育、栽培を行うようにすること」の文言を加えられたことに留意し、生命の尊さを実感する指導を充実する。

幼児教育及び他教科との接続

- ・幼児教育から小学校への接続を図る観点から、幼児と触れ合うなどの交流活動や他教科との関連を図った合科的・関連的な指導を一層充実させる。
- ・内容(3)「地域と生活」で、地域で働いている人を対象とすること、内容(4)「公共物や公共施設の利用」で、公共物や公共施設を利用すること、内容(6)「自然や物を使った遊び」では、自然の不思議さに気付くことが明示されていることから、第3学年以降の社会科や理科とのつながりに留意する。

各内容の構成要素【解説P22～23】

各内容の記述には、次のような要素が組み込まれている。

- ア 児童が直接かかわる学習対象や実際に行われる学習活動等。
- イ 対象とのかかわりや学習活動を通して生まれる気付きなどの一人一人の思考や認識等についての記述。
- ウ それら(ア、イ)を通して一体的にはぐくまれる能力・態度等。

内容の全体構成【解説P22～23】

階層	内容	学習対象・学習活動等	思考・認識等	能力・態度等
内て児童の環境に活開するし	(1)	学校の施設や様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かる通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもつ		楽しく安心して遊びや生活ができる安全な登下校ができる
	(2)	家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考える		自分の役割を積極的に果たすとともに、規則正しく健康に気を付けて生活することができる
	(3)	自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かる		それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができる
たに自い低ら活学の動年生にの活開時をす期豊にか内体に容験しさてせいくおたきめ	(4)	公共物や公共施設を利用する	身の回りにみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かる	それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができる
	(5)	身近な自然を観察したり、季節や地域の行事にかかわる活動を行ったりするなど	四季の変化や季節によって生活の様子が変わること気付く	自分たちの生活を工夫したり楽しんだりできる
	(6)	身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくる	その面白さや自然の不思議さに気付く	みんなで遊びを楽しむことができる
	(7)	動物を飼ったり植物を育てたりする	それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気付く	生き物への親しみをもち、大切にすることができる
	(8)	自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行う	身近な人々とかかわることの楽しさが分かる	進んで交流することができる
す成の自る長生分内に活自容開や身	(9)	自分自身の成長を振り返る	多くの人々の支えにより自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かる	これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもつとともに、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活することができる

各内容について【解説 P 24 ~ 40】

ア 内容(1)

- ・通学路の様子だけではなく、「その安全を守っている人々」（登下校の安全を守る地域ボランティアの人々などを想定）にも関心をもつことが加わった。
- ・安全については、自然災害、交通災害、人的災害の3つの災害に対する安全確保に配慮する。

イ 内容(2)

- ・児童によって家族構成や家庭生活の様子が異なるので、それぞれの家庭の違いやよさを尊重するとともに、各家庭のプライバシーを尊重する。
- ・家庭生活は児童の生活の中心を担うものであることから、他の内容との関連を図った活動を取り入れるように工夫する。

ウ 内容(3)

- ・「地域の人々」が「地域で生活したり働いたりしている人々」になった。幼児や高齢者、障害のある人など多様な人たちが生活していることや、地域には様々な仕事に携わっている人がいることに気付かせる。
- ・「親しみや愛着をもち」と「愛着」という言葉が加わった。地域の人々や場所のよさに気付くとともに、それらを大切にす気持ちや地域に積極的にかかわろうとする気持を、一層強くもたせるようにする。
- ・実際に繰り返し地域に出かけ、親しみや愛着をもつ人や場所を増やし、地域が安心して生活できる場と感じられるようにしていく。

エ 内容(4)

- ・「公共物や公共施設を利用し」という言葉が加わった。公共物や公共施設を実際に利用する中で、物や施設、人とかかわりながら、利用の仕方等について考えさせることを重視するためである。
- ・身の回りにはみんなで使うものがあることや、それを支えている人がいることを実感的に分かることを大切に、公共物や公共施設を実際に利用する中で、公共の意識に支えられた正しい態度や自分自身の力でよりよい生活をつくり出していく態度を養うようにする。

オ 内容(5)

- ・実際に野外に出かけ、身近な自然とかかわる活動を繰り返す中で、身近な自然の特徴や性質をとらえ、四季の変化や季節によって生活の様子が変わること気付くようにするとともに、こうした気付きを振り返ったり交流したしたりする場を設けることにより、その意味や価値が児童に自覚できるようにする。
- ・他の内容との関連を図り、年間を通して継続的に扱うことも考えられる。

カ 内容(6)

- ・「遊びを工夫し」が「遊びや遊びに使う物を工夫してつくり」に変わり、「その面白さや自然の不思議さに気付く」の言葉が加わった。遊びや遊びに使う物を工夫してつくることで、児童が遊びの面白さとともに、自然の不思議さに気付くようにする。
- ・気付きを生み出したり、気付きの質を高めるためには、「比べる」「繰り返す」「試す」などの活動を大切にす。

キ 内容(7)

- ・動物を飼ったり植物を育てたりとは、飼育と栽培のどちらか一方を行うのではなく、2年間の見通しをもちながら両方を確実にすすめていくことが必要である。
- ・飼育や栽培の過程では、新しい生命の誕生や突然の死や病気など、生命の尊さを身をもって感じる出来事に直面することもある。それらを通して、動植物とのかかわり方を真剣に振り返り、その生命を守っていた自分の存在に児童自らが気付いていくよう

にすることが大切である。

- ・動物の飼育にあたっては、獣医師など地域の専門家との連携、休日や長期休業中における世話などにも留意し、適切な飼育環境を整えるとともに、外来生物等の扱いには特に配慮を行うことが必要である。

ク 内容(8)

- ・新設されたこの内容では、自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行い、互いのことを理解し合ったり心を通わせたりしてかかわることの楽しさが実感として分かり、身の回りの多様な人々と進んで交流できるようにすることが目指されている。
- ・この内容は、他のすべての内容との関連を図り、単元を構成していくことが考えられる。

ケ 内容(9)

- ・「自分自身の成長を振り返り」という言葉が加わった。自分自身の成長を振り返る学習活動を実際に行い、自分の成長を実感できるようにすることが大切であり、一律に過去から順にたどる活動を行うことは求めていない。
- ・自分の成長への気付きは、生活科のすべての内容の中でとらえていくことができるものであり、各内容との関連を意識して計画的に学習活動を構想するようにする。

(4) 指導計画について【解説 P 4 1 ~ 4 6】

指導計画作成上の配慮事項

- ア 校外での活動を積極的に取り入れ、自分と地域の人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できるようにすること。
- イ 内容(7)については、2 学年にわたって取り扱うものとし、継続的な飼育、栽培を行うようにすること。
- ウ 国語科、音楽科、図画工作科など他教科との合科的・関連的な指導を積極的に進め、指導の効果を高めるようにする。（*総則第4の1の(4)にも明示）
- エ 第1 学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。（小学校生活への円滑な適応を進める = 小1 プロブレムへの対応）
- オ 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、適切な指導を行うようにすること。

2 移行措置について

- (1) 平成21 年度及び平成22 年度の第1 学年及び第2 学年の生活の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2 章第5 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2 章第5 節の規定によることができる。

- (2) 新学習指導要領によって指導を行うに当たっては、次のことに留意すること。

新学習指導要領の趣旨等を十分に理解し、それに基づいた指導計画（評価計画も含む）を作成した上で取り組むこと。

2 年間を見通した指導計画を作成することが必要である。複式学級を有する学校においては、現在の指導計画から段階的に移行していくことができるようにすること。

小学校 音楽

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

音楽科，芸術科（音楽）については，その課題を踏まえ，音楽のよさや楽しさを感じるとともに，思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること，音楽と生活とのかかわりに関心をもって，生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

このため，子どもの発達の段階に応じて，各学校段階の内容の連続性に配慮し，歌唱，器楽，創作，鑑賞ごとに指導内容を示すとともに，小・中学校においては，音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し，音や音楽を知覚し，そのよさや特質を感じ取り，思考・判断する力の育成を一層重視する。

創作活動は，音楽をつくる楽しさを体験させる観点から，小学校では「音楽づくり」，中・高等学校では「創作」として示すようにする。また，鑑賞活動は，音楽の面白さやよさ，美しさを感じ取ることができるようにするとともに，根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。

国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中，我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として，我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から，学校や学年の段階に応じ，我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

(2) 目標について【解説 P 7～12】

教科の目標

- ・ 今回の改訂においては，基本的にはこれまでの理念を引き継いでいることから，現行の目標を変更していない。
- ・ 教科の目標に示されている「心情」，「感性」，「能力」の三つは密接な関係にあることを踏まえ，常に児童の情意面と能力面とをかわらせながら指導していくことで，「豊かな情操を養う」ことにつながるとしている。

各学年の目標

- ・ 各学年とも，次の三つの項目で示している。

- (1) 音楽活動に対する興味・関心，意欲を高め，音楽を生活に生かそうとする態度，習慣を育てること。
- (2) 基礎的な表現の能力を育てること。
- (3) 基礎的な鑑賞の能力を育てること。

- ・ (2)の項目に関して，現行では各学年別に指導の重点が示されていたが，今回の改訂では，削除されて全学年共通した表記になっている。
- ・ (3)の項目に関して，発達の段階にかかわらず鑑賞の能力として必要な要件を，全学年共通して「音楽を味わって聴くようにする」と示している。

改 訂	現 行
(低) (中) (高)	(低) 音楽の楽しさを感じ取って聴き… (中) 音楽の美しさを感じ取って聴き… (高) 音楽の美しさを味わって聴き…
…音楽を味わって聴くようにする。	

- ・(2)，(3)の項目については，発達の段階に即して「育て」，「伸ばし」，「高め」と示している。

(3) 内容について【解説P 13～66】

内容の構成の改善

	活動・教材	指導事項・教材選択の観点	
A 表現	(1) 歌唱	〔共通事項〕 ア 音楽を形づくっている要素を聴き取ることとその働きを感じ取ること イ 音符，休符，記号や音楽にかかわる用語を理解すること	ア 聴唱・視唱すること イ 音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫すること ウ 楽曲に合った表現をすること エ 声を合わせて歌うこと
	(2) 器楽		ア 聴奏・視奏すること イ 音楽を感じ取って器楽の表現を工夫すること ウ 楽曲に合った表現をすること エ 音を合わせて演奏すること
	(3) 音楽づくり		ア 音の様々な特徴に気付くこと(低学年) 音楽づくりのための発想をもち即興的に表現すること(中学年及び高学年) イ 音を音楽へと構成すること
	(4) 表現教材		ア 歌唱教材選択の観点 イ 器楽教材選択の観点 ウ 歌唱共通教材
B 鑑賞	(1) 鑑賞		ア 楽曲を全体にわたり感じ取ること イ 楽曲の構造を理解して聴くこと ウ 楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること
	(2) 鑑賞教材		ア，イ，ウともに鑑賞教材選択の観点

- ・基本的には，現行と同様に「A表現」と「B鑑賞」の二つの領域で示し，「A表現」の内容をさらに「歌唱」，「器楽」，「音楽づくり」の三つに分けて示している。

- ・表現及び鑑賞のすべての活動に関する能力を育成する上で共通に必要な内容を，〔共通事項〕として新たに設けている。

〔共通事項〕の新設

- ・〔共通事項〕は，すべての活動において，共通に指導する内容を示しているため，そのみを授業で扱うのではなく，表現及び鑑賞の各活動を通して指導するものと示している。
- ・表現の活動を通して学んだ〔共通事項〕を鑑賞の活動に生かしたり，鑑賞の活動を通して学んだ〔共通事項〕を表現の活動に生かしたりするなど，表現と鑑賞の関連を十分に図ることに留意する。

- ・〔共通事項〕の指導事項は、次に示す二つである。

ア 音楽を形づくっている要素のうち次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。
 イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

- ・アの事項の「音楽を形づくっている要素」とは、(ア)の「音楽を特徴付けている要素」及び(イ)の「音楽の仕組み」に加え、歌詞、歌い方や楽器の演奏の仕方、演奏形態などのことを示している。また、(ア)及び(イ)については、それぞれの学年で習得すべき内容を明記している。
- ・イの事項については、音楽の学習活動の中で実際に生かすことのできる知識として理解するために、楽譜を読むことの必要性を感じることができるよう指導することが大切である。

歌唱共通教材の充実

- ・これまでどおりの楽曲を示すこととし、取り扱う楽曲数を各学年とも増加することとした。
 第1学年及び第2学年：4曲すべてを取り扱うこと

〔第1学年〕
 「うみ」「かたつむり」「日のまる」「ひらいたひらいた」
 〔第2学年〕
 「かくれんぼ」「春が来た」「虫のこえ」「夕やけこやけ」

第3学年及び第4学年：4曲すべてを取り扱うこと

〔第3学年〕
 「うさぎ」「茶つみ」「春の小川」「ふじ山」
 〔第4学年〕
 「さくらさくら」「とんび」「まきばの朝」「もみじ」

第5学年及び第6学年：4曲中3曲を含めて取り扱うこと

〔第5学年〕
 「こいのぼり」「子もり歌」「スキーの歌」「冬げしき」
 〔第6学年〕
 「^{えてんらくいまより}越天楽今様(歌詞は第2節まで)」「おぼろ月夜」「ふるさと」
 「われは海の子(歌詞は第3節まで)」

音楽づくりについて

- ・音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視している。
- ・音を音楽に構成する過程を大切に、〔共通事項〕に示す音楽の仕組みを手掛かりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにすることの重要性を示している。
- ・今回の「音楽づくり」には、現行に示していた既存の作品を創意工夫して表現する活動は含めておらず、歌唱や器楽の活動において指導することに留意する必要がある。

鑑賞教材における我が国の音楽の充実

- ・鑑賞教材選択の観点について、これまでの第5学年及び第6学年に位置付けていた我が国の音楽を第3学年及び第4学年にも新たに位置付けている。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱いについて【解説P 67～76】

第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。

低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽とかわかることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。

「音楽づくり」の指導については、次のとおり取り扱うこと。

ア 音遊びや即興的な表現では、リズムや旋律を模倣したり、身近なものから多様な音を探したりして、音楽づくりのための様々な発想ができるように指導すること。

イ つくった音楽の記譜の仕方について、必要に応じて指導すること。

ウ 拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

各学年の〔共通事項〕のイの「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」については、児童の学習状況を考慮して取り扱うこと。

鑑賞領域の各学年の内容に、感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付け、楽曲や演奏の楽しさに気付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気付いたり理解したりする能力が高まるよう改善を図ること。

2 移行措置

平成21年度から平成22年度までの第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、学校の判断により、全部又は一部について新学習指導要領によることができる。ただし歌唱共通教材については、全ての小学校で先行実施すること。

小学校 図画工作

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって、生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどを重視する。

子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに、小学校図画工作科、中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示す。

創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。

よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導を重視する。

美術文化の継承と創造への関心を高めるために、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

(2) 目標について【解説 P 5】

教科の目標

「感性を働かせながら」を加え、児童が、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を育成することを一層重視する。

学年の目標

造形への関心や意欲、態度、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力などの育てたい資質や能力をより明確に示す。

(3) 内容について【解説 P 5】

表現領域の内容構成の改善

- ・「A表現」の内容を「(1)材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。」、「(2)表したいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。」とし、内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理する。

鑑賞領域の内容構成の改善

- ・「B鑑賞」を「(1)作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。」として、鑑賞の能力や言語活動の観点から整理して示す。

〔共通事項〕の新設

- ・表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示す。指導において、自分の感覚や活動を通して形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ、これを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるようにする。

言語活動の充実

- ・「B鑑賞」の各学年の内容に「話したり、聞いたりする」、「話し合ったりする」などの学習活動を位置付け、言語活動を充実する。

材料や用具の取扱いや鑑賞指導における美術館等との連携

- ・内容の取扱いに、各学年で取り扱う材料や用具を、手などを十分に働かせるなどの指導の配慮事項とともに示す。鑑賞については、児童や学校の実態に応じて、美術館などを利用したり、連携を図ったりすることなどに配慮する。

(4) 指導計画について【解説P57～66】

指導計画作成上の配慮事項

- ・〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- ・「A表現」の(2)の指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。
- ・「B鑑賞」の指導については、「A表現」との関連を図ること。ただし、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うこと。
- ・「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げること。
- ・低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。
- ・第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ・個々の児童が特性を生かした活動ができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせること。
- ・各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。
- ・材料や用具については、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。
- ・事故防止に留意すること。
- ・各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。
- ・校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮すること。

2 移行措置

平成21年度及び平成22年度までの第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

小学校 家庭

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説P 3～4】

社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを重視する。

学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善する。

社会の変化に対応した改善を図る。

家族と家庭に関する教育を重視する。

食事の役割や栄養・調理に関する内容を充実する。

消費の在り方、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。

実践的・体験的な学習活動と問題解決的な学習を充実する。

実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

(2) 目標について【解説P 4～5】

「家庭生活への関心を高める」が「家庭生活を大切にすることをはぐくみ」に変更された。

家庭生活への関心を高め、衣食住などの生活の営みの大切さに気付くことを重視した。

「生活を工夫しようとする実践的な態度」が「生活をよりよくしようとする実践的な態度」に変更された。

生活をよりよくしようとする能力と実践的な態度を重視した。

「基礎的な知識と技能」が「基礎的・基本的な知識及び技能」に変更された。

学習指導要領全体の表記と統一した。

(3) 内容について【解説P 5～7】

内容構成の基本的な考え方と改善

・系統性や連続性を重視し、小学校・中学校同一の枠組みをもつ4つの内容で構成した。

新	現行（新内容に対照した並びで記載）	中学校家庭分野
A 家庭生活と家族 (1) 自分の成長と家族 (2) 家庭生活と仕事 (3) 家族や近隣の人々とのかかわり	(1) 家庭生活と家族 (8) 家庭生活の工夫	A 家族・家庭と 子どもの成長
B 日常の食事と調理の基礎 (1) 食事の役割 (2) 栄養を考えた食事 (3) 調理の基礎	(4) 食事への関心 (5) 簡単な調理	B 食生活と自立
C 快適な衣服と住まい (1) 衣服の着用と手入れ (2) 快適な住まい方 (3) 生活に役立つ物の製作	(2) 生活に役立つ物の製作 (3) 衣服への関心 (6) 住まい方への関心	C 衣生活・住生活と自立
D 身近な消費生活と環境 (1) 物や金銭の使い方と買い物 (2) 環境に配慮した生活の工夫	(7) 物や金銭の使い方と買物 ((8) 家庭生活の工夫)	D 身近な消費生活と環境

ガイダンス的な内容の設定

第4学年までの学習などを踏まえ2学年間の学習の見通しを立てる内容としてA(1)を設定
家族・家庭に関する教育の充実

家族の一員として成長する自分を肯定的に捉え、家庭生活と家族の大切さに気付くことを重視

食生活に関する内容の充実

食事の役割や栄養を考えた食事のとり方、調理などの学習活動を重視
主体的に生きる消費者をはぐくむ視点の重視

内容Dについて、内容AからCとの関連を図り実践的に学ぶよう設定

言語を豊かにし、知識及び技能を活用して生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点の重視

生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、生活の課題を解決するために、言葉や図表などを用いて考えたり、説明したりする学習活動を充実

(4) 指導計画について【解説P54～57】

題材の構成

育成する資質や能力を明確にし、関連する内容を続けて学習したり、組み合わせたりするなどして、効果的な学習指導が進められるよう工夫する。

「A家庭生活と家族」の(1)のAの指導

2学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスとして取り扱い、第5学年の最初に履修させる。

併せて、AからDの各内容と関連させて扱い、「自分の成長」がAからDの各内容を貫く視点となるよう位置づける。

段階的な題材の配列

B(3)及びC(3)については、2学年にわたって取り扱い、内容が次第に発展するように、段階的に題材を配列する。

道徳との関連

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度及び平成22年度の家庭の指導に当たっては、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。

(2) 取組の留意点

移行期間中に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保して指導が行われるようにすること。

特に、平成22年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成23年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

小学校 体 育

1 改訂の趣旨

(1) 改訂の要点【解説 P 5 ~ 8】

【運動領域】

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培う観点を重視し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、児童の発達の段階を踏まえ指導内容の明確化を図る。

指導内容の確実な定着を図るため、運動の系統性を図り、取り上げ方を一層弾力化する。

体力の向上を重視し、「体づくり運動」の一層の充実を図り、学習したことを家庭などで生かすことができるようにすることを目指す。

【保健領域】

身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し、指導内容を改善する。健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、系統性のある指導ができるよう健康に関する内容を明確にする。

(2) 目標について【解説 P 9 ~ 11】

教科の目標について

- ・現行学習指導要領の教科の目標に「生涯にわたって」の文言を加え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することをより重視することとした。
- ・「運動に親しむ資質や能力の育成」、「健康の保持増進」、「体力の向上」の3つの具体的な目標が相互に関連し、体育科の重要なねらいであるとした。

学年の目標について

- ・第6学年までに身に付けさせたいものを、低・中・高学年の3段階で示し、学習指導に弾力性を持たせるよう配慮した。
- ・目標の構成は、「(1)思考・判断、運動の特性、技能及び体力」、「(2)協力・公正の態度、健康・安全の態度、意欲」、「(3)健康で安全な生活を営む資質や能力（保健領域：低学年除く）」の3つとなっている。

(3) 教科の内容について【解説 P 12 ~ 21】

上記の基本方針や目標を受け、『指導内容の明確化・体系化』、『体力向上の重視』、『運動の取上げ方の弾力化』を視点として以下の改善を行った。

領域構成の改善

《 現 行 》				《 新 》			
	1・2年	3・4年	5・6年		1・2年	3・4年	5・6年
領 域	基本の運動		体づくり運動	→	体 づ く り 運 動		
			器 械 運 動		器械運動		
	ゲーム		陸上運動		走・跳の運動遊び	走・跳の運動	陸上運動
			水 泳		水 遊 び	浮く・泳ぐ運動	水 泳
	表現運動		ホ ー ル 運 動		ゲ ー ム		ホ ー ル 運 動
			保 健		表現リズム遊び	表現運動	
					保 健		

- ・運動領域を全学年6領域で構成し、系統性を考慮するとともに指導内容の体系化を図った。
- ・体力向上を重視し、基礎的な身体能力を身に付けさせるため、「体づくり運動」を小学校第1学年から高校第3学年までの全ての学年で指導することとなった。

各領域の主な内容の改善

- ・「体づくり運動」…低・中学年は「体ほぐしの運動」と「多様な動きをつくる運動（遊び）」で構成。高学年は従来通り。「多様な動きをつくる運動（遊び）」は他の領域において扱われないような様々な体の基本的な動きを培う。
- ・「器械運動系」…「器械運動」を第3学年から示す。基本的な技の習得を重視した内容とした。
- ・「陸上運動系」…「走」と「跳」の運動で系統性を重視し、運動内容を整理した。
- ・「水泳系」…「水泳」を第5学年から示す。呼吸を含めた基本的な技能の習得を重視した。
- ・「ボール運動系」…従来の『特定の種目』から『型の類型』の示し方に変更。ボール運動の技能では、「ボール操作」及び「ボールを持たないときの動き」でとらえた。
- ・「表現運動系」…系統性を重視して内容を整理。低学年では、「フォークダンス」を含めること、中学年では「フォークダンス」、高学年では「リズムダンス」を加えて指導することが可能。
- ・「保健」…基礎的な内容の重視と健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から内容追加。追加した内容は「健康な生活とわたし」、「身の回りの生活の危険が原因となって起こるけが」及び「地域の様々な保健活動の取組」。

低学年においては、運動を通して健康の認識がもてるよう指導の在り方を改善する。

(4) 指導計画及び内容の取扱いについて【解説P 86～93】

指導計画作成上の留意点

- ・運動領域の指導に当たっては、低・中・高学年の3区分ごとの2年間を一つの単位として、弾力的に取り扱うこと。また、一部の領域に偏ることがないように適切に時数を配当すること。
- ・保健領域に配当する時間は、従来通り第3～4学年の2年間で8単位時間程度、第5～6学年の2年間で16単位時間程度とする。
- ・保健領域の指導に当たっては、効果的に学習を進めるため、学習時間を継続的、集中的に設定すること。
- ・第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

内容の取扱い

- ・「A体づくり運動」の「体ほぐしの運動」は各学年の各領域で指導ができる。
- ・食育の観点を踏まえ、保健領域や運動領域の内容及び学校給食に関する指導との密接な関連を図った指導に配慮すること。
- ・保健の指導に当たっては、知識の習得を重視するとともに、その知識を活用する学習（例えば、話し合い、ブレインストーミング、実習・実験など）を取り入れ、思考力・判断力が育成できるよう配慮したり、養護教諭や栄養教諭等との連携を図った指導を工夫すること。

2 移行措置

- (1) 低学年は、平成21年度より年間105時間（15時間増）で実施すること。
- (2) 平成21、22年度については、教育課程の全部又は一部を新学習指導要領によることも可能である。

3 特に配慮する事項

- (1) 性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること。保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

小学校 道 徳

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説P 5】

道徳教育については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校の道徳教育を通じ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情をもち、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわり、社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成するために、その基盤となる道徳性を養うことを重視する。また、発達段階や社会とかかわりの広がりなどの子どもたちの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年段階ごとに、道徳教育で取り組むべき重点を明確にする。

道徳の時間における子どもの受け止めは、小学校と中学校では相当に異なっていることから、幼児期や高等学校段階での改善を視野に入れつつ、より効果的な教育を行うために、小学校と中学校の指導の重点や特色を明確にする。

学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から、道徳教育の推進体制等の充実を図る。また、子どもの道徳性の育成に資する体験活動を一層推進するとともに、学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制や実践活動の充実を図る。

(2) 改善の具体的事項【解説P 5～7】

道徳教育の指導内容について、子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえるとともに、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度などを育成する観点から、学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。特に人間関係や集団の一員としての役割や責任などを実践を通して学ぶ特別活動をはじめとして各教科等がそれぞれの特質を踏まえて担うものについても明確にする。(後略)

小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮する。例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。

また、中学年では、例えば集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりに配慮した指導を重視する。

さらに、高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会との関わりを一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から、同じテーマを複数の時間にわたって指導するなど、指導上の工夫を促進する。

(略・・・中学校における道徳の時間)

(略・・・高等学校における道徳教育)

特に小学校高学年や中学校の段階で法やきまり、人間関係、生き方など社会的自立に関する学習において、(中略)役割演技など具体的場面を通じた表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。

道徳的価値の形成を図る観点から、書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断を表現する機会を充実し、自らの道徳的な成長を実感できるようにする。

社会における情報化が急速に進展する中、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる

誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。

(前略)道徳教育を担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。

子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として、例えば幼児と触れ合う体験、生命の尊さを感じる体験、小学校における自然の中での集団宿泊活動(中略)などを推進する。

道徳教育にとっても家庭や地域社会の果たす役割は重要であり(中略)道徳教育については、例えば、生活習慣や礼儀、マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図ることが重要である。

(3) 道徳の時間の位置付けと道徳教育の目標について【解説 P 7 ~ 8 , 23 ~ 31】

道徳教育の教育課程編成における方針として、道徳の時間の役割を「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とし、「要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割や性格を明確にした。また、「児童の発達の段階を考慮して」と示し、学校や学年の段階に応じ、発達の課題に即した適切な指導を進める必要性について示した。

道徳教育の目標については、従来の目標に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」、「公共の精神を尊び」、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」を加えた。これらは、改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正であらたに規定された義務教育の目標を踏まえたものである。

道徳の時間の目標に関しては、「道徳的価値の自覚を深め」としていたところに「自己の生き方についての考え」を加え、「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」とした。これは、道徳の時間の特質である道徳的価値の自覚を一層促し、そのことを基盤としながら、児童が自己の生き方に結びつけて考えて欲しいとの趣旨を重視したものである。

(4) 内容項目の改善について【解説 P 8 ~ 10 , 34 ~ 62】

内容については、その項目を示す前段の冒頭に「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次の通りとする」と示した。これは、内容項目の全てが、道徳の時間の内容として計画的、発展的に取り上げるべきものであり、教育活動全体でも、各教科等の特質に応じて指導するべきものであることを示している。このことは、それぞれの教育活動で行われる道徳性育成の指導が、道徳の時間において、補充、深化、統合されると同時に、道徳の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていくという関係があることも示している。

新たに追加された内容項目

- ・ 第1, 2 学年 4の(2)「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」
- ・ 第3, 4 学年 1の(5)「自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす」

表現を調整した内容項目

- ・ 第1, 2 学年 2の(2)「幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする」
- ・ 第3, 4 学年 4の(1)「約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする」
- ・ 第3, 4 学年 1の(1)「よく考えて行動し、節度ある生活をする」
- 1の(3)「正しいと判断したことは、勇気をもって行う」
- 1の(4)「過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気よく生活する」

- 2の(2)「相手のことを思いやり，進んで親切にする」
- 4の(2)「働くことの大切さを知り，進んでみんなのために働く」
- ・第5，6学年 1の(1)「生活習慣の大切さを知り，自分の生活を見直し，節度を守り節制に心掛ける」
- 1の(3)「自由を大切にし，自律的で責任のある行動をする」

順序を入れ替えた内容項目

例えば，3の視点の内容項目については，従来の3の(2)の生命を大切にする心に関する内容を3の(1)とし，3の(1)の自然愛や動植物に対する優しさに関する内容を3の(2)として入れ替えた。これは，3の視点の中で生命を尊重する心の育成を最初に位置付けたものである。この改善は小学校段階のみならず，中学校段階まで同様に行っている。これにより，自然を愛する心や畏敬の念に関する内容等の配列順も含め，学校や学年の段階を通した一貫的な理解がしやすくなった。

(5) 指導計画の作成について【解説P 10～11, 63～78】

道徳教育の指導計画の作成においては「校長の方針の下に，道徳教育推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という)を中心に」と示した。これは，全教師で作成する道徳教育の諸計画について，校長の方針を明確にし，学校として取り組む重点や特色を明確にする必要があることを示すとともに，道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付け，学校として一体的な推進体制をつくることの重要性を示したものである。

道徳教育の全体計画の作成に関しては，教育活動全体の関連を生かした指導の充実とともに，計画そのものに具体性をもたせ，より活用しやすいものとするために，各教科等の道徳性の育成に関して，主な指導の「内容及び時期」を含めた計画を作成する必要があることを示した。

道徳の時間の年間指導計画の作成に関しては，「第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する学年において全て取り上げる」と示した。このことは，2学年ずつまとめて示している道徳の内容項目について，どの内容も明確に各学年ごとに計画に位置付け，見通しのある適切な指導をすべきことを意味している。

学校における重点化に際して配慮すべきこととして，まず，児童が自らの生き方を積極的に考え，かけがえのない自他の生命を大切にする観点から，「各学年を通じて自立心や自律性，自他の生命を尊重する心を育てることに配慮する」と示し，全ての学年段階にわたる一貫した重点として考慮する内容を示した。それに続けて，各学年段階で配慮したい重点について，従前の内容に加えて具体的に示した。特に低学年では，人間としてしてはならないこと，中学年では，集団や社会のきまりを守ること，高学年では，法やきまりの意義を理解すること，相手の立場を理解し，支え合う態度を身に付けること，集団における役割と責任を果たすことなどを加え，各学校での重点化を図るに当たって配慮したい内容を，子どもの発達の段階や教育課題に即して，より具体的なものとした。また，思春期に入る児童もみられる高学年段階では，悩みや葛藤等の心の揺れに加えて，「人間関係の理解」等の課題を例示し，自己の生き方についての考えを一層深められるよう工夫することを示した。

道徳の内容について「各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする」と示した趣旨をより明確にするため，学習指導要領の「第2章 各教科」及び「第4章 総合的な学習の時間」，「第5章 外国語活動」，「第6章 特別活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においても，その趣旨を新たに規定した。

(6) 道徳の時間の充実に向けて配慮すべきこと【解説P 111～112, 90～98】

協力的な指導などの工夫と指導体制の充実

校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導等において「道徳教育推進教師を中心とした」指導体制を充実することとし，各学年や学級で進める道徳の時間の指導について，学校としての計画に基づいて見通しをもって実施し，相互に情報交換したり，学びあったりして一層の効果が高めること等の重要性を示した。

体験活動を生かすなど創意工夫ある指導の推進

道徳の時間に生かす体験活動として，総則と同様に集団宿泊活動を加え，主として指導方法にかかわって，創意工夫ある指導を行うことをより明確にした。

児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発と活用

教材の開発や活用に関して，「先人の伝記，自然，伝統と文化スポーツなどを題材とし，児童が感動を覚えるような魅力的な教材」と具体的に例示し，多様な教材を生かした創意工夫ある指導を行うことを一層重視した。

言葉を生かし成長を実感できる指導の工夫

「自分の考えを基に，書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し，自分とは異なる考えに接する中で，自分の考えを深め，自らの成長を実感できるよう工夫すること」を示し，全教育活動で，充実する言語活動に関するものとして，道徳的価値観の形成を図る観点から，自己の心情や判断等を表現する機会を充実して，自らの成長を実感できるようにすることを重視した。

情報モラルに関する指導についての配慮

「児童の発達の段階や特性等を考慮し，第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ，情報モラルに関する指導に留意すること」と示し，情報化の影の部分への対応を重視した。

(7) 家庭や地域社会との連携【解説P 112, 116～117】

学校と家庭，地域社会とが共通理解を深め，相互の連携を生かした一体的な道徳教育が行われるよう「道徳の時間の授業を公開」することに配慮する必要性について示した。

2 移行措置

(1) 基本的な方針【平成20年文部科学省告示第98号】

平成21年度及び22年度における小学校の道徳の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領の規程にかかわらず，新小学校学習指導要領第3章の規程によるものとする。

(2) 本年度中の取組

目標の改善など改善の趣旨を理解する。

改訂の趣旨を踏まえた計画を作成する。

- ・校長の方針を明確にする。
 - ・現行の道徳教育の全体計画を修正または作成する。
 - ・現行の道徳の年間指導計画を修正または作成する。
- 道徳教育推進のための協力体制を整備する。

小学校 外国語活動

1 改訂の趣旨

(1) 小学校外国語活動新設の趣旨【解説P 4～5】

学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つとなっている。

小学校段階では外国語に触れたり、体験したりする機会を提供することにより、中・高等学校においてコミュニケーション能力を育成するための素地をつくることが重要である。

小学校段階における英語活動については、各学校における取組には相当なばらつきがあるため、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示す必要がある。

(2) 目標について【解説P 7～9】

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める。

外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

以上の三つの柱を踏まえた活動を統合的に体験することで、中・高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地をつくる。コミュニケーション能力の素地とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものである。これらは、中・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものであり、中学校における外国語科への円滑な移行を図る観点から、目標として明示している。

(3) 内容について【解説P 9～12】

内容の構成

学年ごとに内容を示すのではなく、第5学年及び第6学年の2学年間を通じて達成される内容を示している。

内容としては、「主としてコミュニケーションに関する事項」と、「主として言語と文化に関する事項」とで構成しており、これらの内容に関する活動を外国語を通して行うことで、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことが大切である。

(ア) コミュニケーションに関する事項

外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について、指導する。

- ・外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。
- ・積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
- ・言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。

(イ) 言語と文化に関する事項

日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。

- ・外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
- ・日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。
- ・異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。

(4) 指導計画について【解説P 13～25】

指導計画作成上の配慮事項

外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること。

各学校においては、児童や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。

主として言語や文化に関する内容の指導については、主としてコミュニケーションに関する内容との関連を図るようにすること。

指導内容や活動については、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。

指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用を努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。

音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること。

道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

内容の取扱いについての配慮事項

外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。

外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。

言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。

外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。

外国語でのコミュニケーションを体験させるに当たり、新小学校学習指導要領で示すようなコミュニケーションの場面やコミュニケーションの働きを取り上げるようにすること。

児童の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

(ア) 第5学年における活動

外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に、友達とのかかわりを大切にした体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

(イ) 第6学年における活動

第5学年の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にししながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにすること。

2 移行措置

外国語活動については、移行期間中から教育課程に加えることができる。

外国語活動については、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成23年度からの実施に円滑に移行できるようにする。

外国語活動の授業時数の取扱いについては、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な時数を充てる。

外国語活動を加えて教育課程を編成する場合における外国語活動の指導に当たっては、各学校が定める授業時数に応じて、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとする。

小学校 総合的な学習の時間

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 4 ~ 5】

基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図る。

教育課程における位置付けを明確にするために、総則から取り出し新たに章立てする。
学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善する。

(2) 目標について【解説 P 7 , 10 ~ 11】

総合的な学習の時間の特質や目指すところ、育成する児童の資質や能力及び態度を明確にした。
「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成した。

目標を構成する五つの要素

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力及び態度を育成すること

学び方やものの考え方を身に付けること

問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること

自己の生き方を考えることができるようにすること

(3) 内容について【解説 P 8 ~ 9】

探究的な学習としての充実

教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習となることを目指し、加えて探究的な学習となることを目指している。

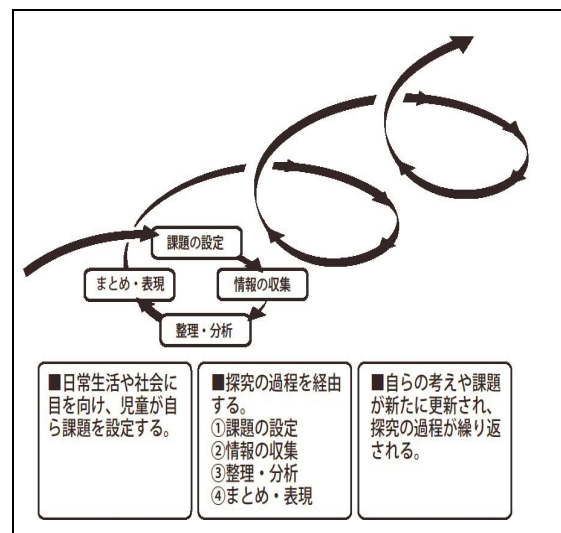
学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複の改善

育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示した。

- ・学習方法に関すること
- ・自分自身に関すること
- ・他者や社会とのかかわりに関することなど
学習活動の例示を見直した。
- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの
横断的・総合的な課題
- ・児童の興味・関心に基づく課題
- ・地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題
についての学習活動を例示した。

これらのことによって、児童の発達に応じた適切な学習活動が展開されることを目指した。

《探究的な学習における児童の学習の姿》



体験活動と言語活動の充実

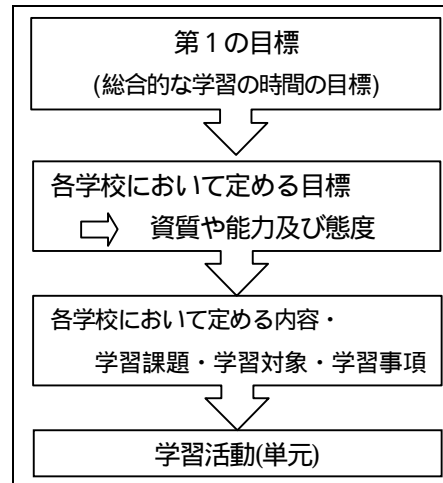
互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により整理したり分析したりして考え、それをまとめたり表現したりして自分の考えを深める学習活動を重視する。

(4) 指導計画について【解説P 2 1 ~ 2 2 , 4 4 ~ 6 2】

指導計画を構成する七つの要素

- 「目標」
- 「育てようとする資質や能力及び態度」
- 「内容」
- 「学習活動」
- 「指導方法」
- 「学習の評価」
- 「指導体制」 など

《目標, 育てようとする資質や能力及び態度, 内容, 学習活動の関係》



年間指導計画の作成に当たっての留意事項

- 児童の学習経験に配慮すること
- 十分な見通しをもった周到な計画にすること
- 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと
- 各教科等との関連を見通すこと
- 学年間の関連を見通すこと
- 弾力的な運用に耐えうる柔軟性をもつこと
- 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

道徳教育との関連について 【解説P 3 1 ~ 3 2】

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度から平成22年度の総合的な学習の時間の取扱いについては、現行小学校学習指導要領第1章第3の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第5章の規定によること。

(2) 取組の留意点

- ・第3学年においては10単位時間、第4学年においては5単位時間減じることとしたこと。
- ・第5学年及び第6学年においては、総合的な学習の時間の授業時数を各学年ごとに35単位時間まで外国語活動に充てることができることとしたこと。
- ・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動については、新小学校学習指導要領によることとしたこと。

小学校 特別活動

1 改訂の趣旨

ゴシック（追加点，変更点）

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

特別活動と道徳，総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし，望ましい集団活動や体験的な活動を通して，豊かな学校生活を築くとともに，公共の精神を養い，社会性の育成を図るといふ特別活動の特質を踏まえ，特によりよい人間関係を築く力，社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また，道徳的実践の指導の充実を図る観点から，目標や内容を見直す。

特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため，各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を，特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。

子どもの自主的，自発的な活動を一層重視するとともに，子どもの実態に適切に対応するため，発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして，重点的な指導ができるようにする。その際，道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり，指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。

自分に自信がもてず，人間関係に不安を感じていたり，好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから，それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動，多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。

特に体験活動については，体験を通して感じたり，気付いたりしたことを振り返り，言葉でまとめたり，発表し合ったりする活動を重視する。

(2) 目標について【解説 P 4】

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てるとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。

特別活動が，よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため，目標に「人間関係」を加える。また，道徳の改善を踏まえて，道徳的実践の指導の充実を図る観点から「自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う」を加える。

(3) 内容について【解説 P 5】

学級活動

共 通 事 項		低・中・高学年ごとの内容
(1) 学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上	低 学 年	学級を単位として，仲良く助け合い学級生活を楽しくするとともに，日常生活や学習に進んで取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。
(2) 日常生活や学習への適応及び健康生活 ア 希望や目標をもって生きる態度の形成 イ 基本的な生活習慣の形成 ウ 望ましい人間関係の形成	中 学 年	学級を単位として，協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに，日常生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。
エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解 オ 学校図書館の利用 カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成	高 学 年	学級を単位として，信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに，日常生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の向上に資する活動を行うこと。

- ・よりよい人間関係を築き、楽しい生活をつくるなど、自分たちの学級や学校の生活の充実と向上のために主体的に参画し、進んで話し合い、協力して実現しようとする自主的、実践的な態度の育成を重視する。
- ・学級集団の育成上の課題や発達の課題に即した指導ができるようにするため、低・中・高学年ごとに「内容」を示す。
- ・いずれの学年においても取り扱う内容を「共通事項」として示す。
- ・活動内容(1)については、学校で行われる各種の集団による自発的、自治的な活動が一層効果的に行われるようにするため、「学校における多様な集団の生活の向上」を加える。
- ・活動内容(2)については、「勤労観」を養う観点から、「清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」を加える。また、「食育」の充実に資する観点から「学校給食と望ましい食習慣の形成」に「食育の観点を踏まえた」の文言を加える。

児童会活動

- ・内容を明確にして活動の充実を図るために、新たに「児童会の計画や運営」、「異年齢集団による交流」、「学校行事への協力」の内容を示す。

クラブ活動

- ・内容を明確にして活動の充実を図るために、新たに「クラブの計画や運営」、「クラブを楽しむ活動」、「クラブの成果の発表」の内容を示す。

学校行事

(1)儀式的行事 (2)文化的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)遠足・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的活動
--

- ・自然の中での集団宿泊体験や異年齢の交流などを含む多様な人々との交流体験、文化的な体験などを重視する観点から、遠足・集団宿泊的行事の内容に「自然の中での集団宿泊活動など」と「人間関係など」を加える。また、「学芸的行事」を「文化的行事」と改め、「文化や芸術に親しむ活動」を加える。

(4)指導計画について【解説P 6～7】

指導計画の作成

- ・特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ・各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。
- ・第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をする。

内容の取扱い

- ・集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動等の充実
- ・発達の段階に応じた内容の重点化及び学級活動と道徳教育や学級経営等との関連
- ・「異年齢集団による交流」の充実と言語活動の充実

2 移行措置

平成21年度及び平成22年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。（先行実施）

全体計画と学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事の年間指導計画を本年度中に作成する。

中 学 校

中学校 総 則

1 改訂の基本方針【解説 P 2 ~ 4】

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成する。
 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する。
 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

2 学校教育法施行規則改正の要点【解説 P 4 ~ 5】

選択教科について、必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから、学校教育法施行規則第 7 3 条等で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。

各学年の年間総授業時数については、従来よりも、第 1 学年から第 3 学年を通じ年間 3 5 単位時間増加することとし、別表第 2 の改正が行われた。

別表第 2 (学校教育法施行規則 第 7 3 条関係)

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
道 徳 の 授 業 時 数		35	35	35
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

1 単位時間は 5 0 分とする。
 特別活動の授業時数は、学習指導要領で定める学級活動に充てる。
 授業時数が週 1 単位時間増加する。
 (反転部分は授業時数が増加する教科等)
 選択教科は、標準授業時数の枠外で各学校において開設

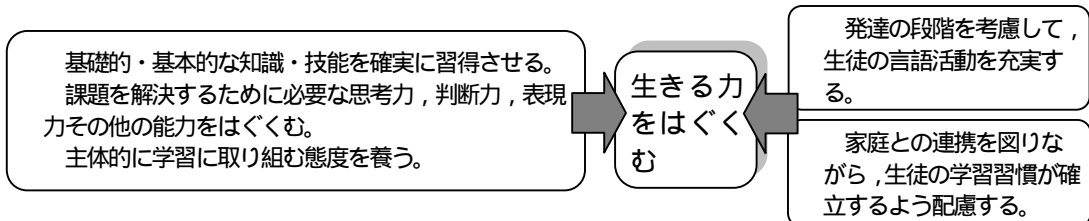
総合的な学習の時間の授業時数を縮減

第 1 ~ 3 学年で 3 5 単位時間増加

3 「総則」の改善の要点【解説 P 5 ~ 8 , 1 4 ~ 7 5】

(1) 教育課程編成の一般方針【解説 P 5 ~ 6 , 1 4 ~ 2 7】

教育課程編成の原則



道徳教育

道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて、生徒の発達^{かなめ}の段階を考慮して行う。

道徳教育の目標として

- ・ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し
- ・ 公共の精神を尊び
- ・ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し

を追加した。

道徳教育を進めるに当たっては

- ・ 道徳性の育成に資する体験活動として職場体験活動を追加し、
- ・ 自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどを重視することとした。

体育・健康に関する指導

体育・健康に関する指導については

- ・ 学校における食育の推進及び安全に関する指導を追加
- ・ 食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。

(2) 内容等の取扱いに関する共通的事項【解説 P 6, 28 ~ 37】

各教科、道徳、及び特別活動の内容に関する事項

特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。

内容の範囲や程度等を示す事項

すべての生徒に対して指導する。

学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにする。

各教科、道徳及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項の順序

特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える。

複式学級（2以上の学年の生徒で編制する学級）

特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

選択教科

標準授業時数の枠外で、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。

その場合にあつては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成する。

内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

開設できる選択教科の種類は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、その他特に必要な教科である。

(3) 授業時数の取扱い【解説P 7, 38～48】

各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の授業

年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにする。

各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定める。

特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事の授業時数については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

これは、

- ・実験や観察の際の理科の授業は60分で行うこと
- ・計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うこと

など、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。

特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

- ・道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。
- ・10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となる。

10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(4) 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項【解説P 7～8, 49～75】

次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。

以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

各教科等の指導に当たっては、

生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視する。
- ・言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実する。

体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視する。

生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。

教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図る。

生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行う。

生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図る。

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにする。

生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。

- ・個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など

障害のある生徒などについては、

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。

- ・例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成する など

海外から帰国した生徒などについては、

学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。

情報教育の充実については、

各教科等の指導に当たっては、

- ・生徒が情報モラルを身に付け、
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする

ための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。

学校図書館については、

計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。

指導の改善を行い学習意欲の向上のために、

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価する。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

家庭や地域社会との連携、学校相互の連携や交流については、

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

4 学習指導要領の移行措置の主なポイント

(1) 移行措置の内容および移行期間中の授業時数について

総則や、道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施

数学及び理科は、教材を整備して先行実施

移行期間中から、新課程の内容の一部を前倒しして実施（授業時数の増加も前倒し実施）

中学校は、選択教科等の授業時数を削減するため、総授業時数は変更なし

新課程の前倒しに伴い、現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材を作成・配布

各教科（数学及び理科を除く）は、学校の判断で先行実施

学校の判断により、新学習指導要領によることも可能とする。

但し、以下のものについては、全ての中学校で先行実施

・音楽の共通歌唱教材を新たに設定（7曲から各学年1曲以上）

選択教科については、これまで生徒が教科を選択することを基本としていたが、移行期間中はそれだけではなく、いわゆる「学校選択」が可能となった。

(2) 各教科等の学習指導上の留意事項【平成20年6月13日事務次官通知】

一般的な留意事項

移行期間中に追加して指導することとされている内容については、新学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにする。

複数の学年にわたる指導に関する留意事項

複数の学年の目標及び内容をまとめて示している教科等については、新学習指導要領が全面実施された際の指導内容を見通した上で、移行期間中の指導計画を適切に作成する。（特に、移行期間最終年度と本格実施初年度の接続に留意する。）

各学校の判断で新学習指導要領の内容を指導する場合の留意事項

各学校の判断で新学習指導要領によって指導する場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保した上で実施する。

入学者選抜の出題範囲について

平成21年度以降に実施される中学校又は高等学校の入学者選抜における学力検査の出題範囲については、移行措置を含め、当該年度に卒業する児童生徒が、卒業までの各学年で履修した指導内容を踏まえたものとなる。（すべての児童生徒に指導するものとされている内容は出題範囲となりうる。）

中学校 国 語

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 2 ~ 5】

小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視し、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容の改善を図る。

言葉を通して的確に理解し、論理的に思考し表現する能力、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することや、我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむことを重視する。

(2) 目標について【解説 P 6】

国語科の最も基本的な目標である国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で「伝え合う力」を高めることを位置付けている。

論理的な思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするとともに、伝統的な言語文化に触れたり、国語の特質を理解したりしながら、国語に対する認識を深めたり国語を尊重したりする態度の育成を位置付けている。

(3) 内容について【解説 P 6 ~ 8】

内容の構成の改善

「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔言語事項〕 3領域と〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

目標と内容：第2・3学年のまとめり 学年ごと（各学年で指導すべき内容を明確にする。）

言語活動例：「内容の取扱い」「内容」（各領域の内容を(1)指導事項、(2)言語活動例として再構成。(1)に示した指導事項を(2)に示した言語活動例を通して指導することを一層重視。）

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、我が国の伝統的な言語文化を享受し継承・発展させる態度の育成、国語が果たす役割や特質についての知識の習得、実際の言語活動において有機的に働くような能力の育成に重点を置いて構成。

学習過程の明確化

自ら学び、課題を解決する能力の育成を重視し、指導事項について、学習過程を一層明確化。

言語活動の充実

3領域において、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究できる国語の能力を身につけることができるよう、言語活動を具体的に例示。

学習の系統性の重視

生徒の実態に応じ、重点を置くべき指導内容の明確化・系統化。

伝統的な言語文化に関する指導の重視

我が国の伝統的な言語文化に親しみ、継承し、新たな創造につなぐことができるように構成。

読書活動の充実

読書指導の改善と、学校図書館の計画的な利用指導による日常の読書活動などについて重視。

漢字指導の内容の改善

指導事項「学年別漢字配当表に示されている漢字を書き，文や文章の中で使うこと。」を第3学年 第2学年に。第3学年の指導事項「学年別漢字配当表に示されている漢字について，文や文章の中で使い慣れること。」を新設。

書写の指導の改善

文字文化に親しみ，社会生活や学習活動に役立つよう，内容や指導の在り方を改善する必要性。身の回りの文字に関心をもち効果的に書くように指導。

(4) 指導計画について【解説P 80～89】

指導計画作成上の留意点

各学年の内容については弾力的に指導することができること。

「A話すこと・聞くこと」，「B書くこと」，「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り効果的に指導すること。

学校図書館などを計画的に利用し，その機能の活用を図ること。また情報機器を活用する機会を設けるなどして指導の効果を高めるよう工夫すること。

「A話すこと・聞くこと」の指導にあたっては，音声言語教材を活用し指導効果を高めること。

「B書くこと」の指導については，指導計画へ位置付け確実に実施すること。

「C読むこと」の指導の成果が，読書意欲を高め，読書力を養い，日常の読書活動に役立つものとなるよう，また表現に役立てられるよう関連を図ること。

道徳の時間などとの関連を考慮しながら，国語科の特質に応じ，道徳について適切に指導すること。

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の取扱い（一部）

硬筆及び毛筆を使用する書写の指導は各学年で行うこと。

取り上げる教材についての観点

選定の観点や取り扱いの配慮事項。中でも我が国の言語文化に親しむことができるよう，古典の指導の重視，近代以降の代表的な作家の作品を取り上げること。

《示されている配当単位時間の目安》

領域等・学年	第1学年	第2学年	第3学年
「A話すこと・聞くこと」	15～25	15～25	10～20
「B書くこと」	30～40	30～40	20～30
書写	20	20	10

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度から平成23年度までの国語の指導に当たっては，全部または一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが，現行中学校学習指導要領による場合には，新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用する。

(2) 取組の留意点

平成23年の第1学年の指導に当たっては〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

(1)イ(ア)「音声の働きや仕組み」を加える。(第2学年についても配慮必要)

中学校 社 会

1 改訂の趣旨

(1) 改訂の基本的な方針【解説 P 4 ~ 6】

基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得を図る。

社会的事象の意味，意義を解釈する学習や事象の特色や事象間の関連を説明するなどの，言語活動にかかわる学習を一層充実する。

社会参画や様々な伝統や文化，宗教に関する学習を重視する。

(2) 目標について【解説 P 8 ~ 9，11，93】

教科の目標の趣旨は現行どおりとするが，教育基本法の表現に合わせて文言を一部改め，小・中の一貫性の観点から「ねらい」にあたる文言は小・中共通にした。

地理的分野については，世界の諸地域に関する地理的認識を養うことを明確にする文言を追加し，地域的特色や地域の課題をとらえることに主眼を置いた趣旨の文言に改めた。

歴史的分野については，「我が国の歴史の大きな流れ」を理解させることを明確に表すものに改めた。

公民的分野については，「現代社会についての見方や考え方の基礎を養う」を新たに付け加えた。

(3) 内容について【解説 P 8 ~ 16】

	改訂のポイント ・ 改訂内容等
地理的分野	<p>内容構成の見直し ~ 習得 活用 探究の考え方を基に，学習内容や学習活動を発展，深化～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「世界の様々な地域」「日本の様々な地域」の大項目二つに再構成。 ・ 「地域構成に関する学習」 「生活や環境の多様性の理解」(世界)・「全体の大観」(日本) 「地域的特色についての学習」 「調べ学習」 の，同じ流れで学習できるように構成。 <p>世界に関する地理的認識の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界の諸地域の多様性にかかわる基礎的・基本的な知識を身に付け，世界全体の地理的認識を養うために，「世界の諸地域(6州)」それぞれに主題を設定し，地域的特色を理解させる中項目を新設。 <p>動態地誌的な学習による国土認識の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本の諸地域」の地域的特色について，7つの考察の仕方を基に動的に学習する。 <p>地理的技能の育成のため，読図や作図など地図を活用した学習の重視</p> <p>社会参画の視点を取り入れた学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「身近な地域の調査」で，社会参画の視点を取り入れた調べ学習を行う。 ・ 「竹島」の取扱いについては，島根県発行の資料等を活用して適切な指導を行う。
歴史的分野	<p>「我が国の歴史の大きな流れ」を理解する学習の一層の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての中項目で共通に，学習内容を構造化・焦点化して記述。 ・ 各時代の特色をとらえるまとめ学習を新設。 <p>歴史について考察する力や説明する力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中世～現代までの，各時代の転換の様子をとらえる学習を設定。 <p>歴史的分野の導入として，時代の区分やその移り変わりに気付く学習を新設。</p> <p>近現代の学習を一層の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近現代を「近代の日本と世界」「現代の日本と世界」の二つの大項目として再構成。 <p>伝統や文化の学習および世界の歴史の扱いの充実</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域の歴史を調べる活動や，各時代の文化をはじめとする学習で，伝統や文化の理解につながる学習内容を重視。 ・我が国の歴史の大きな流れの理解のため，その背景となる世界の歴史の扱いを充実。
公民的分野	<p>現代社会の特色や，文化の意義や影響に関する学習の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中項目「私たちが生きる現代社会と文化」を新設し，少子高齢化，情報化，グローバル化などを扱う。 ・現代社会における文化の意義や影響を理解させること，我が国の伝統と文化を扱うこと，国際社会における文化や宗教の多様性について指導することを明示。 <p>現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習の重視と，それを生かす内容構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中項目「現代社会をとらえる見方や考え方」を新設し，「対立と合意，効率と公正」などの概念的枠組みを形成する学習を行う。 ・学習した見方や考え方を生かし，諸事象の理解を深める学習などを行う。 <p>社会の変化に対応した，法や金融などに関する学習の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「きまりの意義」「契約の重要性」「金融の仕組みや働き」「裁判員制度」などを扱う。 ・課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視 <ul style="list-style-type: none"> ・中項目「よりよい社会を目指して」を新設し，社会科の総まとめとして「持続可能な社会を形成する」という観点から課題を探究する学習を行う。

(4) 指導計画について【解説 P 1 2 3 ~ 1 2 9】

指導計画作成上の配慮事項

- ・小学校社会科の内容及び各分野相互の関連を図る。
 - ・分野別配當時数を，地理 1 2 0 単位時間，歴史 1 3 0 単位時間，公民 1 0 0 単位時間とし，第 1，第 2 学年を通じて地理と歴史を並行して行い，第 3 学年で歴史を終えた後，公民を学習する。
 - ・基本的な事項・事柄を厳選して，基本的な内容が確実に身に付くよう指導する。
 - ・道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，道徳の「内容」について，社会科の特質に応じて適切に指導する。
- 資料等の活用と作業的，体験的な学習
- ・3 分野の指導の全般にわたって，適切な資料活用を促す学習活動の展開を重視する。
 - ・コンピュータや情報通信ネットワークの活用を促す。また，情報モラルの指導にも配慮する。

政治及び宗教に関する事項を取扱う際には，教育基本法 1 4 条及び 1 5 条の規定に基づき，適切に行うよう特に慎重に配慮する。

2 移行措置【学習指導要領 P 1 2 5】

(1) 平成 2 1 年度入学生より，学校の判断で内容の一部または全部について新学習指導要領によることができる。

(2) 平成 2 2 年度入学生については，

各分野の配當時数は，地理 1 2 0 単位時間，歴史 1 3 0 単位時間，公民 1 0 0 単位時間で計画する。

地理的分野は新旧どちらの内容で行うことも可能。歴史的分野は完全実施となる 3 年時に 4 0 時間残るため，第 1，2 学年合わせて 9 0 単位時間で計画を立てる。

(3) 平成 2 3 年度入学生については，

地理的分野を現行学習指導要領の内容で行う場合，学習指導要領第 2 章第 2 節第 2〔地理的分野〕2 内容のうち，(1)，(2)ア・ウ，(3)ア(ア)・(イ)・(ウ)・(オ)を指導するものとする。

中学校 数 学

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 2 ~ 4】

算数的活動・数学的活動を一層充実させ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、数学的な思考力・表現力を育て、学ぶ意欲を高めるようにする。

数量や図形に関する基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、反復（スパイラル）による教育課程を編成できるようにする。

反復（スパイラル）とは、学年間や学校段階間で内容の一部を重複させること。

数学的な思考力・表現力を育成するための指導を充実する。

根拠を明らかにし筋道を立てて体系的に考えること。

言葉や数、式、図、表、グラフなどの相互の関連を理解し、それらを適切に用いること。

自分の考えをわかりやすく説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりすること。

数学を学ぶ意欲を高めたり、学ぶことの意義や有用性を実感したりできるようにする。

数量や図形の意味を理解する上で基盤となる素地的な学習活動によって、数量や図形の意味を実感的に理解できるようにする。

反復（スパイラル）による教育課程により、学習の進歩が感じられるようにする。

身に付けたものを、日常生活や算数・数学、他の教科等の学習へ活用していく。

数学的活動を生かした指導の一層の充実と言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにするために、各学年の内容において数学的活動を具体的に示すようにする。

(2) 目標について【解説 P 6 ~ 7, 14 ~ 25】

改 訂	現 行
<p><u>数学的活動を通して、</u></p> <p>数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、</p> <p>数学的な表現や処理の仕方を習得し、</p> <p>事象を数理的に考察し<u>表現する</u>能力を高めるとともに、</p> <p>数学的活動の楽しさや<u>数学のよさを実感し、</u></p> <p>それらを活用して考えたり<u>判断したりしようとする</u>態度を育てる。</p>	<p>数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則の理解を深め、</p> <p>数学的な表現や処理の仕方を習得し、</p> <p>事象を数理的に考察する能力を高めるとともに、</p> <p>数学的活動の楽しさ、数学的な見方や考え方 のよさを知り、</p> <p>それらを進んで活用する態度を育てる。</p>

下線部分は、加えられたり、変更されたりした部分

(3) 内容について【解説 P 26 ~ 33】

内容の骨格

1) 数の概念及びその範囲の拡張	}	確定した事象を数学的に把握する 主として数学の世界に関する項目
2) ユークリッド空間		
3) 関数		
4) 不確定な事象 ... 不確定な事象を数学的に把握する主として現実の世界に関する項目	}	1) ~ 4)の項目の学習を支える項目
5) 文字を用いた式		
6) 数学的な推論		
7) 説明し伝え合うこと		

太字は新たに加えられたり、変更されたりした部分。

領域の構成

改 訂	現 行
A 数と式	A 数と式
B 図形	B 図形
C 関数	C 数量関係（関数，確率）
D 資料の活用（統計，確率）	
[数学的活動]	

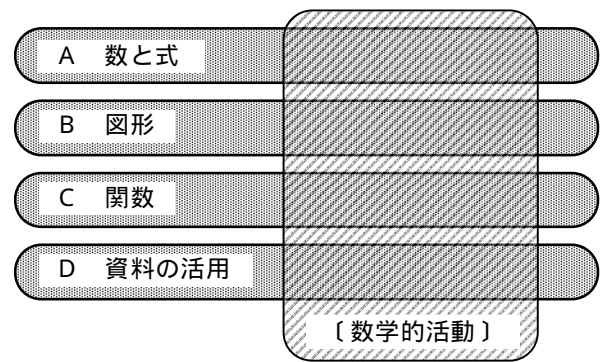
数学的活動

数学的活動とは、生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みを意味している。「目的意識をもって主体的に取り組む」とは、新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとしたりすること。

	第1学年	第2, 3学年
ア 数や図形の性質などを見いだす活動	既習の数学を基にして、数や図形の性質などを <u>見いだす</u> 活動	既習の数学を基にして、数や図形の性質などを <u>見だし、発展させる</u> 活動 質的高まり
イ 数学を利用する活動	<u>日常生活</u> で、数学を利用する活動	<u>日常生活や社会</u> で、数学を利用する活動 広がり
ウ 数学的に説明し伝え合う活動	数学的な表現を用いて、 <u>自分なりに説明し</u> 伝え合う活動	数学的な表現を用いて、 <u>根拠を明らかにし筋道立てて</u> 説明し伝え合う活動 質的高まり

数学的活動の位置付け

趣旨が理解されていない状況があるため、4領域の指導内容からいったん切り離し、4領域を包括する3つの活動に集約して位置付けた。4領域の内容やそれらを相互に関連付けた内容の指導の過程で行われるものであり、4領域の内容とは別に指導することを意味しているものではない。



(4) 指導計画と内容の取扱いについて【解説 P 1 3 3 ~ 1 4 2】

学び直しの機会を設定すること

生徒の学習を確実なものにするために、新たな内容を指導する際には、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定することに配慮するものとする。

道徳の時間などとの関連

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、数学科の特質に応じて適切な指導をすること。

数学的活動の指導に当たっての配慮事項

数学的活動を楽しめるようにするとともに、数学を学習することの意義や数学の必要性などを実感する機会を設けること。

自ら課題を見だし、解決するための構想を立て、実践し、その結果を評価・改善する機会を設けること。

数学的活動の過程を振り返り、レポートにまとめ発表することなどを通して、その成果を共有する機会を設けること。

課題学習について

課題学習とは、生徒の数学的活動への取組を促し、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、各領域の内容を総合したり、日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどし、見いだした課題を解決する学習であり、この実施に当たっては各学年で指導計画に適切に位置付けるものとする。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

新教育課程に円滑に移行できるよう、移行期間中から、新教育課程の内容の一部を前倒しして実施するとともに、授業時数の増加についても前倒して実施する。

平成21年度から第1, 2学年で、また平成22年度から第3学年で、それぞれ指導内容の一部を変更する。授業時数は、第1学年については平成21年度から、第3学年については平成22年度から増加する。第2学年は、授業時数の変更はない。

新教育課程の前倒しに伴い、現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材については、国の責任において作成・配布する予定である。

新しい学習指導要領において各学年の内容に示した〔数学的活動〕については、移行期間中の指導内容としては示していないが、各中学校の実態や生徒の学習状況に配慮して、移行期間中の教育課程に加えることができるものとする。

(2) 移行措置に関する内容【解説 P 131 ~ 133】

	移行措置に関する内容	
第1学年	<p>新しい学習指導要領から追加</p> <p>A 数と式</p> <p>(1) 正の数・負の数</p> <p>(2) 文字を用いた式</p> <p>(3) 一元一次方程式</p> <p>B 図形</p> <p>(1) 平面図形</p> <p>(2) 空間図形</p> <p>C 関数</p> <p>(1) 比例・反比例</p> <p>D 資料の活用</p> <p>(1) 資料の散らばりと代表値</p>	<p>平成21,22,23年度に実施(太字の部分を追加)</p> <p>・数の集合と四則計算の可能性(内容の取扱い(1))</p> <p>工 文字を用いた式による表現や読み取り</p> <p>・大小関係を不等式で表すこと(内容の取扱い(2))</p> <p>・簡単な比例式を解くこと(内容の取扱い(3))</p> <p>イ 平行移動,対称移動,回転移動</p> <p>ウ 球の表面積と体積</p> <p>・投影図(内容の取扱い(5))</p> <p>ア 関数関係の意味 〔用語・記号〕関数</p> <p>ア ヒストグラムや代表値の必要性和意味</p> <p>イ ヒストグラムや代表値による資料の傾向の把握と表現</p> <p>・誤差や近似値, $a \times 10^n$ の形の表現(内容の取扱い(6))</p> <p>〔用語・記号〕平均値 中央値 最頻値 相対度数 範囲 階級</p>
	<p>現行学習指導要領から省略</p> <p>B 図形</p> <p>(2) 空間図形</p>	<p>平成21,22,23年度に実施(ゴシック体の部分を省略)</p> <p>・投影図は扱わないこと(内容の取扱い(4))</p>
第2学年	<p>新しい学習指導要領から追加</p>	<p>特になし</p>
	<p>現行学習指導要領から省略</p> <p>B 図形</p> <p>(2) 図形の合同</p>	<p>平成21,22,23年度に実施(ゴシック体の部分を省略)</p> <p>ウ 円周角と中心角の関係 〔平成22年度から第3学年で指導するため〕</p>
第3学年	<p>新しい学習指導要領から追加</p> <p>A 数と式</p> <p>(3) 二次方程式</p> <p>B 図形</p> <p>(1) 図形の相似</p> <p>(2) 円周角と中心角の関係</p> <p>C 関数</p> <p>(1) $y=ax^2$</p> <p>D 資料の活用</p> <p>(1) 標本調査</p>	<p>平成22,23年度に実施(太字の部分を追加)</p> <p>ウ 解の公式を用いた二次方程式の解法</p> <p>・二次方程式の取扱い(内容の取扱い(3))</p> <p>〔用語・記号〕有理数 無理数</p> <p>工 相似な図形の面積比と体積比</p> <p>ア 円周角と中心角の関係の意味と証明</p> <p>イ 円周角と中心角の関係の活用</p> <p>・円周角の定理の逆(内容の取扱い(4))</p> <p>工 いろいろな事象と関数</p> <p>ア 標本調査の必要性和意味</p> <p>イ 標本調査による母集団の傾向の説明 〔用語・記号〕全数調査</p>
	<p>現行学習指導要領から省略</p> <p>A 数と式</p> <p>(3) 二次方程式</p>	<p>平成22,23年度に実施(ゴシック体の部分を省略)</p> <p>・二次方程式の取扱いと解の公式を取り扱わないこと (内容の取扱い(4))</p>

中学校 理科

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説P 3～4】

小・中・高等学校を通じ、発達の段階に応じて、子どもたちが知的好奇心や探究心をもって、自然に親しみ、目的意識をもった観察・実験を行うことにより、科学的に調べる能力や態度を育てるとともに、科学的な認識の定着を図り、科学的な見方や考え方を養うことができるよう改善を図る。

科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として、子どもたちの発達の段階を踏まえ、小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図る方向で改善する。

科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から、学年や発達の段階、指導内容に応じて、例えば、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動を充実する方向で改善する。

科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するため、観察・実験や自然体験、科学的な体験を一層充実する方向で改善する。

理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせ、科学への関心を高める観点から、実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する方向で改善を図る。また、持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み、理科についても、環境教育の充実を図る方向で改善する。

(2) 目標について【解説P 16～17】

基本的には今までの流れを踏襲しているが、「進んでかかわり」「探究する能力の基礎と態度」など、より主体的な表現に変更された。

目標は、次の5点に分けて考えることができる。「自然の事物・現象に進んでかかわること。」「目的意識をもって観察、実験などを行うこと。」「科学的に探究する能力の基礎と態度を育てること。」「自然の事物・現象についての理解を深めること。」「科学的な見方や考え方を養うこと。」

(3) 内容について

改訂に当たった基本的な考え方【解説P 7】

科学に関する基本的概念の一層の定着を図り、科学的な見方や考え方、総合的なものの見方を育成する。

科学的な思考力、表現力の育成を図る。

科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高める。

科学的な体験、自然体験の充実を図る。

内容の追加・移行【解説P 9, 12～15】

図1(P 63～64)及び図2(P 65～66)参照

(4) 指導計画について

指導計画の作成上の配慮事項【解説P 97～102】

年間を通して、各分野におよそ同程度の授業時数を配当すること。

学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。

原理や法則の理解を深めるためのものづくりを、各内容の特質に応じ適宜行うようにすること。

継続的な観察や季節を変えての定点観測を、各内容の特質に応じ適宜行うようにすること。

博物館や科学学習センターなどと積極的に連携・協力を図るよう配慮すること。

学習指導要領第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

各分野の内容の指導【解説P103～106】

観察、実験、野外観察を重視するとともに、地域の環境や学校の実態を生かし、自然の事物・現象を科学的に探究する能力の基礎と態度の育成及び基本的な概念の形成が段階的に無理なく行えるようにすること。

生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度が育成されるようにすること。

科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などと関係していることにも触れること。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとした。また、それに応じて、現行学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととした。

新教育課程に円滑に移行できるよう、新教育課程の内容の一部を前倒しして実施することとした。

(2) 取組の留意点

標準授業時数〔（ ）内は週当たりのコマ数〕

	現 行	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第1学年	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
第2学年	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
第3学年	80(2.3)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)

内容の追加・移行

第1学年〔平成21年度～〕 新学習指導要領の内容を扱う。

ア 授業時数は現行(105時間。週3コマ)と同じ。

イ 追加するもの

第1分野	第2分野
<ul style="list-style-type: none"> ・力とばねの伸び ・重さと質量の違い ・水圧、浮力 ・代表的なプラスチックの性質 ・粒子のモデル ・質量パーセント濃度 ・粒子の運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・種子植物の仲間 ・種子をつくらない植物の仲間(シダ植物やコケ植物が胞子をつくること) ・断層、褶曲 火山岩及び深成岩は、代表的な岩石を扱う。

ウ 移行するもの

第1分野	第2分野
<ul style="list-style-type: none"> ・力の働きと力のつり合い《第3学年へ》 ・酸・アルカリ・中和《第3学年へ》 	なし

第2学年

[平成21年度] 指導内容，授業時数ともに，現行と同じ。

ア 授業時間は105時間（週3コマ）。

イ 追加するもの

第1分野	第2分野
なし	なし

ウ 移行するもの

第1分野	第2分野
なし	なし

[平成22年度～]

ア 授業時数を140時間（週4コマ）とする。

イ 追加するもの

第1分野	第2分野
<ul style="list-style-type: none"> ・電流が電子の流れであること ・電力量，熱量 ・直流と交流の違い ・酸化と還元《第3学年から》 ・化学変化と熱《第3学年から》 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物と細胞 ・脊椎動物の仲間（体の表面の違い等） ・無脊椎動物の仲間（節足動物や軟体動物の観察と脊椎動物との比較） ・生物の変遷と進化（進化の証拠や具体例，生息環境での生活に都合のよい特徴） ・気象における水の循環 ・日本の天気の特徴 ・大気の動きと海洋の影響（大気の動き，地球の大きさや大気の厚さ）

ウ 移行するもの

第1分野	第2分野
なし	なし

第3学年

[平成21，22年度]

ア 授業時数を105時間（週3コマ）とする。

イ 追加するもの

第1分野	第2分野
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事とエネルギー（仕事の原理） ・水溶液の電気伝導性 ・原子の成り立ちとイオン（電子と原子核，陽子，中性子，イオン式） 電極で起こる反応を中心に扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝の規則性と遺伝子（分離の法則，遺伝子の変化による形質の変化，遺伝子の本体はDNAであること） ・月の運動と見え方（日食や月食）

ウ 移行するもの

第1分野	第2分野
なし	なし

[平成23年度～]

ア 授業時数を140時間(週4コマ)とする。

イ さらに追加するもの

第 1 分 野	第 2 分 野
<ul style="list-style-type: none"> ・力のつり合い《 第1学年から》 ・力学的エネルギーの保存(摩擦) ・化学変化と電池(電極で起こる反応を中心に扱う,日常生活等で利用される代表的な電池) ・酸・アルカリ(pH)《 第1学年から》 ・中和と塩(水に溶ける(溶けない)塩) 《 第1学年から》 ・様々なエネルギーとその変換(熱の伝わり方,エネルギーの総量保存及び変換効率) ・放射線の性質と利用 ・科学技術の発展 自然環境の保全と科学技術の利用(第2分野の(7)ウと総合的に扱う)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と科学技術の利用(第1分野と総合的に扱う)

ウ 移行するもの

第 1 分 野	第 2 分 野
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの変換と保存 新学習指導要領では(5)イと(7)ア(ア)に分割してあることに注意。 ・酸化と還元《 第2学年へ》 ・化学変化とエネルギー《 第2学年へ》 	<ul style="list-style-type: none"> ・植物と動物の細胞の特徴《 第2学年へ》

(3) その他の留意点

現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材については,国の責任において作成・配布されるので,それらを参考に詳細な指導計画を立案すること。

学習の順序について学年の規定はあるが,学年内での順序は規定していないことから,内容の系統性に配慮しつつ,地域の特性等を生かした学習ができるように計画すること。

次のような準備を速やかに進めること。

新しい学習内容の理解や,それに対応する観察・実験の把握

観察・実験に必要な機器の計画的整備

観察・実験の研修

3 特に配慮すべき事項

移行期間中に実施される高等学校の入学者選抜に係る学力検査においては,移行期間中の各学年ごとに生徒が履修している内容を踏まえて出題されることから,各中学校においては,未履修が起こらないよう十分配慮すること。

図1 小学校・中学校理科の「エネルギー」「粒子」を柱とした内容の構成

【解説 P 12 ~ 13】

校種	学年	エネルギー			
		エネルギーの見方	エネルギーの変換と保存	エネルギー資源の有効利用	
小学校	第3学年	風やゴムの働き ・風の働き ・ゴムの働き	光の性質 ・光の反射・集光 ・光の当て方と明るさや暖かさ	磁石の性質 ・磁石に引きつけられる物 ・異極と同極	電気の通り道 ・電気を通すつなぎ方 ・電気を通す物
	第4学年		電気の働き ・乾電池の数とつなぎ方 ・光電池の働き		
	第5学年	振り子の運動 ・振り子の運動☆	電流の働き ・鉄心の磁化、極の変化 (小6から移行) ・電磁石の強さ (小6から移行)		
	第6学年	てこの規則性 ・てこのつり合いと重さ (小5から移行) ・てこのつり合いの規則性 (小5から移行) ・てこの利用 (身の回りにおけるてこを利用した道具)	電気の利用 ・発電・蓄電 ・電気の交換 (光、音、熱などへの変換) ・電気による発熱 ・電気の利用 (身の回りにおける電気を利用した道具)		
中学校	第1学年	力と圧力 ・力の働き (力とばねの伸び、重さと質量の違いを含む) ・圧力 (水圧を含む)	光と音 ・光の反射・屈折 ・凸レンズの働き ・音の性質		
	第2学年	電流 ・回路と電流・電圧 ・電流・電圧と抵抗 ・電気とそのエネルギー (電力量、熱量を含む) ・静電気と電流 (電子を含む)	電流と磁界 ・電流がつくる磁界 ・磁界中の電流が受ける力 ・電磁誘導と発電 (交流を含む)		
	第3学年	運動の規則性 ・力のつり合い (中1から移行) (力の合成・分解を含む) ・運動の速さと向き ・力と運動	力学的エネルギー ・仕事とエネルギー (衝突 (小5から移行)、仕事率を含む) ・力学的エネルギーの保存	エネルギー ・様々なエネルギーとその変換 (熱の伝わり方、エネルギー変換の効率を含む) ・エネルギー資源 (放射線を含む)	
			科学技術の発展 ・科学技術の発展☆		
			自然環境の保全と科学技術の利用 ・自然環境の保全と科学技術の利用 <第2分野と共通>		

実線は、新規項目。破線は、移行項目。☆印は、選択から必修とする項目。

粒 子			
粒子の存在	粒子の結合	粒子の保存性	粒子のもつエネルギー
		物と重さ ・形と重さ ・体積と重さ	
空気と水の性質 ・空気の圧縮 ・水の圧縮			金属、水、空気と温度 ・温度と体積の変化 ・温まり方の違い ・水の三態変化
		物の溶け方 ・物が水に溶ける量の限度 ・物が水に溶ける量の変化 ・重さの保存	
燃焼の仕組み ・燃焼の仕組み	水溶液の性質 ・酸性、アルカリ性、中性 ・気体が溶けている水溶液 ・金属を変化させる水溶液		
物質のすがた ・身の回りの物質とその性質 (プラスチックを含む) ・気体の発生と性質		水溶液 ・物質の溶解 ・溶解度と再結晶	状態変化 ・状態変化と熱 ・物質の融点と沸点
物質の成り立ち ・物質の分解 ・原子・分子	化学変化 ・化合 ・酸化と還元 (中3から移行) ・化学変化と熱 (中3から移行)		
	化学変化と物質の質量 ・化学変化と質量の保存 ・質量変化の規則性		
水溶液とイオン ・水溶液の電気伝導性 ・原子の成り立ちとイオン ・化学変化と電池	酸・アルカリとイオン ・酸・アルカリ (中1から移行) ・中和と塩 (中1から移行)		

図2 小学校・中学校理科の「生命」「地球」を柱とした内容の構成

校種	学年	生 命				
		生物の構造と機能	生物の多様性と共通性	生命の連続性	生物と環境のかかわり	
小学校	第3学年	昆虫と植物 ・昆虫の成長と体のづくり ・植物の成長と体のづくり			身近な自然の観察 ・身の回りの生物の様子 ・身の回りの生物と環境とのかかわり	
	第4学年	人の体のつくりと運動 ・骨と筋肉 ・骨と筋肉の働き(関節の働きを含む)	季節と生物 ・動物の活動と季節 ・植物の成長と季節			
	第5学年			植物の発芽, 成長, 結実 ・種子の中の養分 ・発芽の条件 ・成長の条件 ・植物の受粉, 結実	動物の誕生 ・卵の中の成長☆ ・水中の小さな生物 ・母体内の成長☆	
	第6学年	人の体のつくりと働き ・呼吸 ・消化・吸収 ・血液循環 ・主な臓器の存在(肺, 胃, 小腸, 大腸, 肝臓, 腎臓, 心臓)	植物の養分と水の通り道 ・でんぷんのでき方 ・水の通り道		生物と環境 ・生物と水, 空気のかかわり ・食べ物による生物の関係	
中学校	第1学年	植物の体のつくりと働き ・花のつくりと働き ・葉・茎・根のつくりと働き	植物の仲間 ・種子植物の仲間 ・種子をつくらない植物の仲間		生物の観察 ・生物の観察	
	第2学年	動物の体のつくりと働き ・生命を維持する働き ・刺激と反応	生物と細胞 ・生物と細胞(中3から移行)			
	第3学年		動物の仲間 ・脊椎動物の仲間 ・無脊椎動物の仲間	生物の変遷と進化 ・生物の変遷と進化		
	第3学年			生物の成長と殖え方 ・細胞分裂と生物の成長 ・生物の殖え方	生物と環境 ・自然界のつり合い ・自然環境の調査と環境保全(地球温暖化, 外来種を含む)	
	第3学年			遺伝の規則性と遺伝子 ・遺伝の規則性と遺伝子(DNAを含む)	自然の恵みと災害 ・自然の恵みと災害☆	
	第3学年				自然環境の保全と科学技術の利用 ・自然環境の保全と科学技術の利用<第1分野と共通>	

実線は、新規項目。破線は、移行項目。☆印は、選択から必修とする項目。

地 球		
地球の内部	地球の表面	地球の周辺
	太陽と地面の様子 ・日陰の位置と太陽の動き ・地面の暖かさや湿り気の違い	
	天気の様子 ・天気による1日の気温の変化 (小5から移行) ・水の自然蒸発と結露	月と星 ・月の形と動き ・星の明るさ、色 ・星の動き
流水の働き ・流れる水の働き(侵食、運搬、堆積) ・川の上流・下流と川原の石 ・雨の降り方と増水	天気の変化 ・雲と天気の変化 ・天気の変化の予想	
土地のつくりと変化 ・土地の構成物と地層の広がり ・地層のでき方と化石 ・火山の噴火や地震による土地の変化☆		月と太陽 ・月の位置や形と太陽の位置 ・月の表面の様子
火山と地震 ・火山活動と火成岩 ・地震の伝わり方と地球内部の働き		
地層の重なりと過去の様子 ・地層の重なりと過去の様子		
	気象観測 ・気象観測	
	天気の変化 ・霧や雲の発生 ・前線の通過と天気の変化	
	日本の気象 ・日本の天気の特徴 ・大気の動きと海洋の影響	
		天体の動きと地球の自転・公転 ・日周運動と自転 ・年周運動と公転
		太陽系と恒星 ・太陽の様子 ・月の運動と見え方(日食、月食を含む) ・惑星と恒星(銀河系の存在を含む)

中学校 音楽

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。

創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。

国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

(2) 目標について【解説 P 7～10】

教科の目標

- ・「音楽文化についての理解を深め」ることを新たに規定している。これは、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養うという基本方針から導かれるものである。

各学年の目標

- ・各学年とも次の三つの項目で示している。

(1)：情意面に関する目標	(2)：表現に関する目標	(3)：鑑賞に関する目標
---------------	--------------	--------------

- ・第1学年の目標における改訂部分は次のとおりである。

改 訂	現 行
(2) 多様な音楽表現の... 創意工夫して表現する...	(2) 音楽表現の... 創造的に表現する...
(3) 音楽のよさや美しさを味わい... 幅広く主体的に鑑賞する...	(3) 音楽に興味・関心をもち... 幅広く鑑賞する...

- ・第2学年及び第3学年の目標は、従前のように第1学年の目標を深化させたものである。なお、改訂部分は次のとおりである。

改 訂	現 行
(2) 多様な音楽表現の... 創意工夫して表現する...	(2) 楽曲構成の... 創造的に表現する...
(3) 多様な音楽に対する理解... 幅広く主体的に鑑賞する...	(3) 音楽に対する総合的な理解... 幅広く鑑賞する...

(3) 内容について【解説P11～54】

内容の構成の改善

- ・基本的には、現行と同様に「A表現」と「B鑑賞」の二つの領域に分けて示しているが、「A表現」の内容をさらに「歌唱」、「器楽」、「創作」の三つに分けて示している。
- ・歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動の支えとなる指導内容として、〔共通事項〕を新たに設けている。
- ・以上をまとめると、次の表のようになる。

平成20年告示	平成10年告示
<p>「A表現」</p> <p>(1) 歌唱に関する内容ア, イ, ウ</p> <p>(2) 器楽に関する内容ア, イ, ウ</p> <p>(3) 創作に関する内容ア, イ</p> <p>(4) 表現教材ア, イ</p>	<p>「A表現」</p> <p>(1) ア, イ (歌唱に関する内容)</p> <p>ウ (器楽に関する内容)</p> <p>エ (歌唱と器楽に関する内容)</p> <p>オ, カ (創作に関する内容)</p> <p>キ, ク (要素に関する内容)</p> <p>(2) 表現教材ア, イ</p>
<p>「B鑑賞」</p> <p>(1) 鑑賞に関する内容ア, イ, ウ</p> <p>(2) 鑑賞教材</p>	<p>「B鑑賞」</p> <p>(1) ア, イ (要素に関する内容)</p> <p>ウ, エ (鑑賞に関する内容)</p> <p>(2) 鑑賞教材</p>
<p>〔共通事項〕</p> <p>(1) 要素に関する内容ア, イ</p>	

表現領域及び鑑賞領域の指導内容

- ・各領域の指導内容は、それぞれ次の～の五つの観点からとらえられる。新しい学習指導要領解説で新たに示した観点は、「音楽の鑑賞における批評」である。これは、音楽の鑑賞が受動的な行為ではなく、音楽科における鑑賞の学習では、音楽によって喚起されたイメージや感情などを、自分なりに言葉で言い表したり、書き表したりする主体的・能動的な活動を重視することを示すものである。

表現領域	鑑賞領域
<p>音楽の素材としての音</p> <p>音楽の構造</p> <p>音楽によって喚起されるイメージや感情</p> <p>音楽の表現における技能</p> <p>音楽の背景となる風土や文化・歴史など</p>	<p>音楽の素材としての音</p> <p>音楽の構造</p> <p>音楽によって喚起されるイメージや感情</p> <p>音楽の鑑賞における批評</p> <p>音楽の背景となる風土や文化・歴史など</p>

- ・表現領域の五つの観点による指導内容を具体化するために、歌唱、器楽、創作ごとにそれぞれ次のように指導事項を示している。

歌 唱	器 楽	創 作
<p>ア 歌詞の内容や曲想</p> <p>イ 曲種に応じた発声と言葉の特性</p> <p>ウ 声部の役割と全体の響き</p>	<p>ア 曲想</p> <p>イ 楽器の特徴と基礎的な奏法</p> <p>ウ 声部の役割と全体の響き</p>	<p>ア 言葉や音階などの特徴と旋律</p> <p>イ 音素材の特徴と反復, 変化, 対照などの構成や全体のまとめ</p>

- ・鑑賞領域の五つの観点による指導内容を具体化するために、次のア～ウのように指導事項を示している。

ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわり，説明（第1学年）や批評（第2，3学年），音楽のよさや美しさを味わうこと
 イ 音楽の特徴と文化・歴史や他の芸術との関連
 ウ 音楽の多様性

〔共通事項〕の新設

- ・〔共通事項〕は，それのみを単独で指導するものではなく，歌唱，器楽，創作，鑑賞の各活動の支えとなるように，それらの活動において〔共通事項〕の内容を十分指導することが重要であり，その指導内容は，次の～の三つの観点からとらえられる。

音楽の構造の原理
 音楽的な感受
 音楽を共有する方法

- ・〔共通事項〕の三つの観点による指導内容を具体化するために，次のア，イのように指導事項を示している。

ア 音色，リズム，速度，旋律，テクスチャ，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を受受すること。
 イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて，音楽活動を通して理解すること。

- ・現行の学習指導要領では，音楽の諸要素について，「構成要素」と「表現要素」に分けて示していたが，今回の改訂ではこれらを整理し，音楽を形づくっている要素として，まとめて示している。

表現教材

- ・中学校で取り扱う表現教材について，次のア，イのように範囲や観点を示している。

ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち，指導のねらいに適切で，生徒にとって平易で（第1学年），生徒の意欲を高め（第2，3学年），親しみのもてるものであること。
 イ 歌唱教材には，次の観点から取り上げたものを含めること。
 (ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち，我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの
 (イ) 民謡，長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの

- ・今回の改訂で，「指導のねらいに適切で」ということを求めている。指導のねらいを実現するために適切な教材を選択することは，生徒が活動の見通しをもつとともに，関心や意欲をもって学習に取り組む上で極めて重要である。

- ・歌唱教材については，イの(ア)で，「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち」という条件が示されている。なお，今回の改訂で，「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(1)の(ア)に示した以下の共通教材の中から，各学年ごとに1曲以上を含めて取り扱うこととした。

「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」
 「花の街」「浜辺の歌」

また，(イ)で，「我が国の伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を含むことを，今回の改訂で新たに示している。

鑑賞教材

- ・ 中学校で取り扱う鑑賞教材について、次のように範囲や観点を示している。

鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。

- ・ 今回の改訂では、「我が国や郷土の伝統音楽」を重視している。また、様々な音楽の中から、生徒の興味・関心、学習の実態などを考慮して「指導のねらいに適切なもの」を選択することが重要である。

(4) 指導計画の作成と内容の取扱いについて【解説P55～69,79】

第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるようにすること。

第2の各学年の内容については、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫すること。

第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。

読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、 や の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、 1 、 1 程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。

創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。

適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。

音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して取り扱うこと。

2 移行措置

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、学校の判断により、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができる。ただし、歌唱共通教材（7曲の中から各学年ごとに1曲以上を含めること）については、全ての中学校で先行実施すること。

中学校 美術

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3】

創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心をもって、生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどを重視する。

子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに、小学校図画工作科、中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示す。

創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ、生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。

よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために、自分の思いを語り合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど、鑑賞の指導を重視する。

美術文化の継承と創造への関心を高めるために、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

(2) 目標について【解説 P 4】

教科の目標では、「美術文化についての理解を深め」を加え、美術を愛好する心情と感性を育て、美術の基礎的な能力を伸ばすとともに、生活の中の美術の働きや美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを一層重視する。

(3) 内容について【解説 P 4～5】

表現領域の改善

- ・「A表現」の内容「(1)感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する」、 「(2)伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する」、 「(3)発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する」とし、内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理する。

鑑賞領域の改善

- ・我が国の美術についての学習を重視し、第1学年に「美術文化に対する関心を高める」学習を新たに示し、3年間で系統的に美術文化に関する学習の充実が図られるようにする。
自分なりの意味や価値をつくりだしていく学習を重視し、第1学年に「作品などに対する思いや考えを説明し合う」学習を取り入れ、3年間で説明し合ったり批評し合ったりするなどの言語活動の充実が図られるようにする。

〔共通事項〕の新設

- ・表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要な資質や能力を〔共通事項〕として示す。
〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して指導し、形や色彩、材料などの性質や、それらがもたらす感情を理解したり、対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力が十分育成されるようにする。

表現形式などの取扱い

- ・スケッチや映像メディア，漫画，イラストレーションなどは，生徒が学習経験や能力，発達特性等の実態を踏まえ，自分の表現意図に合う表現形式や表現方法などを選択し創意工夫して表現できるように配慮事項に示す。

(4) 指導計画について【解説P 72～84】

指導計画作成上の配慮事項

- ・「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。
- ・〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり，各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- ・「A表現」については，(1)及び(2)と，(3)は原則として関連付けて行い，(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。
- ・「B鑑賞」の指導では，各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- ・第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき，道德の時間などとの関連を考慮しながら，第3章道德の第2に示す内容について，美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ・「A表現」の指導では，生徒の学習経験や能力，発達特性等の実態を踏まえ，生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法，材料などを選択し創意工夫して表現できるように配慮すること。
- ・「B鑑賞」の題材については，日本及び諸外国の児童生徒の作品，アジアの文化遺産についても取り上げるとともに，美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。
- ・生徒が夢と目標をもち，自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。
- ・互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため，適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また，各表現の完成段階で作品を発表し合い，互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をするようにすること。
- ・美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し，自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。
- ・事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底すること。
- ・生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう，校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに，生徒や学校の実態に応じて，学校図書館等における鑑賞用図書，映像資料などの活用を図ること。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

中学校 保健体育

1 改訂の趣旨

(1) 改訂の要点【解説 P 6 ~ 8】

【体育分野】

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、発達のまとまりを考慮し、小学校、中学校及び高等学校を見通した指導内容の体系化を図る。

指導内容の確実な定着を図る観点から、指導内容を明確に示すとともに、学校段階の接続を踏まえ、第1学年及び第2学年においては、領域の取り上げ方の弾力化を図る。また、第3学年においては、特性や魅力に応じた選択のまとまりから選択して履修できるようにする。

体力の向上を重視し、「体づくり運動」の一層の充実を図るとともに、学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるようにする。

基礎的な知識の確実な定着を図るため、発達の段階を踏まえて知識に関する領域の構成を見直し、各領域に共通する内容に精選するとともに、各領域との関連で指導することが効果的な内容については、各領域で取り上げるよう整理する。

【保健分野】

個人生活における健康・安全に関する内容を重視し、指導内容を改善する。

健康の保持増進のための実践力の育成のため、自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、系統性のある指導ができるよう内容を明確にする。

(2) 目標について【解説 P 6 ~ 8】

教科の目標（目指す方向性や理念を示す）

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

体育分野の目標（目標の示し方）

学校段階の接続及び発達の段階のまとまりに応じた指導内容の体系化の観点から、第1学年及び第2学年と第3学年に分けて示す。

保健分野の目標（目標の示し方）

個人生活における健康・安全に関する理解を通して、自らの健康を適切に管理し、改善していくための資質や能力の基礎を培い、実践力の育成を図る。

(3) 内容について【解説 P 8 ~ 163】

体育分野

上記の基本方針や目標を受け、「指導内容の体系化」、「領域の取り上げ方の弾力化」、「指導内容の明確化」、「領域名称及び領域構成」を視点として以下の改善を行った。

指導内容の体系化

- ・小学校から高等学校までの12年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期といった発達の段階のまとまりを踏まえ、目標と同様に、第1学年及び第2学年と第3学年に分けて示す。

- ・ 第1学年及び第2学年で、すべての領域を履修させるとともに、選択の開始時期を第3学年とする。
- ・ 第3学年では「体づくり運動」「体育理論」を履修させるとともに、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」のまとまりから1領域以上を、「球技」、「武道」のまとまりから1領域以上をそれぞれ選択して履修することができるようにする。

領域の取り上げ方の弾力化

指導内容の確実な定着を図ることができるよう、第1学年及び第2学年においては、「体づくり運動」及び「体育理論」を除く領域はいずれかの学年で取り上げ指導することもできる。

体育分野の領域及び内容の取扱い【解説P144】

領域及び領域の内容	1年	2年	内容の取扱い	領域及び領域の内容	3年	内容の取扱い
[A体づくり運動]	必修	必修	ア、イ 必修 (各学年7単位時間以上)	[A体づくり運動]	必修	ア、イ 必修 (7単位時間以上)
ア 体ほぐしの運動				ア 体ほぐしの運動		
イ 体力を高める運動				イ 体力を高める運動		
[B器械運動]	必修	2年間でアを含む 選択		[B器械運動]	B, C, D, G から以上 選択	ア～エから選択
ア マット運動				ア マット運動		
イ 鉄棒運動				イ 鉄棒運動		
ウ 平均台運動				ウ 平均台運動		
エ 跳び箱運動				エ 跳び箱運動		
[C陸上競技]	必修	2年間でア及びイのそれぞれから選択		[C陸上競技]	B, C, D, G から以上 選択	ア及びイのそれぞれから選択
ア 短距離走・リレー、長距離走又はハードル走				ア 短距離走・リレー、長距離走又はハードル走		
イ 走り幅跳び又は走り高跳び				イ 走り幅跳び又は走り高跳び		
[D水泳]	必修	2年間でア又はイを含む 選択		[D水泳]	B, C, D, G から以上 選択	ア～オから選択
ア クロール				ア クロール		
イ 平泳ぎ				イ 平泳ぎ		
ウ 背泳ぎ				ウ 背泳ぎ		
エ バタフライ				エ バタフライ		
		オ 複数の泳法で泳ぐ又はリレー				
[E球技]	必修	2年間でア～ウのすべてを選択		[E球技]	E, F から以上 選択	ア～ウから 選択
ア ゴール型				ア ゴール型		
イ ネット型				イ ネット型		
ウ ベースボール型	ウ ベースボール型					
[F武道]	必修	2年間でア～ウから 選択		[F武道]	E, F から以上 選択	ア～ウから 選択
ア 柔道				ア 柔道		
イ 剣道				イ 剣道		
ウ 相撲	ウ 相撲					
[Gダンス]	必修	2年間でア～ウから選択		[Gダンス]	B, C, D, G から以上 選択	ア～ウから選択
ア 創作ダンス				ア 創作ダンス		
イ フォークダンス				イ フォークダンス		
ウ 現代的なリズムのダンス	ウ 現代的なリズムのダンス					
[H体育理論]	必修	必修	(1)第1学年 必修 (2)第2学年 必修 (各学年3単位時間以上)	[H体育理論]	必修	(1)第3学年 必修 (3単位時間以上)
(1) 運動やスポーツの多様性				(1) 文化としてのスポーツの意義		
(2) 運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全						

指導内容の明確化

運動に関する領域を，(1)技能(「体づくり運動」は運動)，(2)態度及び(3)知識，思考・判断に整理・統合して示すとともに，発達の段階を踏まえ，それぞれの指導内容を明確に示す。

領域名称及び領域構成

各領域の「(3)知識，思考・判断」との内容の整理及び精選を図り単元を構成し，「体育に関する知識」を「体育理論」と改めた。

各領域の主な内容の改善

- ・**体づくり運動** ... 「体力を高める運動」において，運動を「組み合わせて運動の計画に取り組むこと」を新たに示した。
- ・**器械運動** ... 第1学年及び第2学年においては，新たに「マット運動」を含む2種目を選択して履修できるよう示した。
- ・**陸上競技** ... 従前どおり，投てき種目を除く競走種目及び跳躍種目の中からそれぞれ選択して履修できるようにした。
- ・**水泳** ... 「クロール」，「平泳ぎ」，「背泳ぎ」に加え「バタフライ」を新たに示すとともに，「内容の取扱い」に，第1学年及び第2学年において，「クロール」又は「平泳ぎ」を含む2種目を選択して履修できるようにした。第3学年に「複数の泳法で泳ぐこと，又はリレーをすること」を新たに示した。また，すべての泳法について水中からのスタートを扱うようにすることを示した。
- ・**球技** ... 攻防を展開する際に共通して見られるボール操作などに関する動きとボールを持たないときの動きについての学習課題に着目し，その特性や魅力に応じて，相手コートに侵入して攻防を楽しむ「ゴール型」，ネットをはさんで攻防を楽しむ「ネット型」，好守を交代して攻防を楽しむ「ベースボール型」に分類して示した。
- ・**武道** ... 第3学年において，「技の名称や見取り稽古の仕方」について理解できるようにすることを加えた。
- ・**体育理論**
「運動やスポーツの多様性」，「運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全」，「文化としてのスポーツの意義」で構成する。また，各領域との関連で指導することが効果的な各領域の特性や成り立ち，技術の名称や行い方などの知識については，各領域の「(3)知識，思考・判断」に示すこととし，知識と技能を相互に関連させて学習させることにより，知識の重要性を一層実感できるよう配慮した。

保健分野

新たに「二次災害によって生じる傷害に関する内容」，「医薬品に関する内容」を取り扱うこととした。

知識の習得を重視するとともに，その知識を活用する学習(例えば，話し合い，ブレインストーミング，実習・実験など)を取り入れ，思考力・判断力が育成できるよう配慮したり，養護教諭や栄養教諭等との連携を図った指導を工夫したりする。

「生殖にかかわる機能の成熟」，「エイズ及び性感染症の予防」についての指導は，発達の段階を踏まえること，学校全体で共通理解を図ること，保護者の理解を得ることに配慮して実施する。

(4) 指導計画及び内容の取扱いについて【解説P164～172】

指導計画の作成

各学年とも年間標準授業時数90単位時間が105単位時間に改められた。

- ・ 体育分野及び保健分野に配当する年間の授業時数は、3学年間を通して、体育分野は267単位時間程度、保健分野は48単位時間程度とすることとした。
- ・ 体育分野の内容の「体づくり運動」の授業時数を各学年で7単位時間以上を、「体育理論」の授業時数については、各学年で3単位時間以上を配当することとした。
- ・ 体育分野の内容の「器械運動」から「ダンス」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当することとした。
- ・ 保健分野の授業時数は、3学年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当することとした。

学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。

学校における体育・健康に関する指導との関連

指導計画作成にあたっては関連の教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるように留意する。

道徳教育との関連

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、保健体育科の特質に応じて適切な指導をする。

(保健体育科における道徳との関連内容)

集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力するといった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながる。

部活動の意義と留意点等(第1章総則第4の2(13))

部活動の意義、留意点、配慮事項がそれぞれ規定された。(教育課程編成上は変わらない)

部活動が果たしてきた意義や役割などを踏まえて、学習指導要領に記載することが適当。

教育課程との関連が図られる。... 生徒自身が教育課程において学習する内容についてあらためてその大切さを認識するよう促すなど...

2 移行措置

(1) 基本的な方針

中学校保健体育科は平成24年度からすべての学年において、現行の90時間から105時間となるが、移行期間の時数は現行のままである。

(2) 取組の留意点

切り替えの年に混乱が起らないように移行期間の領域の扱い方については、各学校で計画性をもって取り組む。

【内容の構成で移行期に考慮しておくべきこと】

- ・ 1・2年で領域や内容を経験させ、3年になって選択ができるような授業を行う。
- ・ 2年生の授業内容を見通し、1年生の時の授業を行う。

内容はある程度前倒しして実施してもよいが、移行期間の授業時数は変わらないので、生徒の加重負担に配慮する必要がある。

中学校 技術・家庭〔技術分野〕

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3～4】

ものづくりを支える能力などを一層高める。

よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視する。

社会の変化に対応する視点から、実践的・体験的な学習活動をより一層重視する。

自ら課題を見だし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。

(2) 目標について【解説 P 6】

教科の目標は、基礎的の後に「・基本的」が追加された。知識と技術が「知識及び技術」に変更された。この理由は、教育基本法などの文言と合わせて、他教科とできるだけ合わせるようにした。

分野目標は、ものづくりを重視していることを明確に示し、強調するために「ものづくりなどの」を文頭に付けた。

(3) 教科の内容について【解説 P 6～10】

内容 分類	A 材料と加工に関する技術	B エネルギー変換に関する技術	C 生物育成に関する技術	D 情報に関する技術
○3学年間の学習の見直しを立てさせるがイダンス的な内容(第1学年の最初に履修)	(1) 生活や産業の中で利用されている技術について、次の事項を指導する。 ア 技術が生活の向上や産業の継承と発達に果たしている役割について考えること。 イ 技術の進展と環境との関係について考えること。			
○広く現代社会で活用されている技術	(2) 材料と加工法について、次の事項を指導する。 ア 材料の特徴と利用方法を知ること。 イ 材料に適した加工法を知り、工具や機器を安全に使用できること。	(1) エネルギー変換機器の仕組みと保守点検について、次の事項を指導する。 ア エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みを知ること。 イ 機器の基本的な仕組みを知り、保守点検と事故防止ができること。	(1) 生物の生育環境と生育技術について、次の事項を指導する。 ア 生物の育成に適する条件と生物の育成環境を管理する方法を知ること。	(1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。 ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。 イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。 ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。
○技術を評価し活用する能力と態度	ウ 材料と加工に関する技術の適切な評価・活用について考えること。	ウ エネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用について考えること。	イ 生物育成に関する技術の適切な評価・活用について考えること。	エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。
○技術を使用したものづくり(製作・制作・育成)	(3) 材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・制作について、次の事項を指導する。 ア 使用目的や使用条件に即した機能と構造について考えること。 イ 構想の表示方法を知り、製作図をかくことができること。 ウ 部品加工、組立て及び仕上げができること。	(2) エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・制作について、次の事項を指導する。 ア 製作品に必要な機能と構造を選択し、設計ができること。 イ 製作品の組立て・調整や電気回路の配線・点検ができること。	(2) 生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育について、次の事項を指導する。 ア 目的とする生物の育成計画を立て、生物の栽培又は飼育ができること。	(2) デジタル作品の設計・制作について、次の事項を指導する。 ア メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計ができること。 イ 多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。 (3) プログラムによる計測・制御について、次の事項を指導する。 ア コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。 イ 情報処理の手順を考え、簡単なプログラムが作成できること。

(中等教育資料 6月号より)

現代社会で活用されている多様な技術を材料と加工，エネルギー変換，生物育成，情報の4つに整理し，すべての生徒に履修させる。

各内容は、「広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」「それらの技術を使用したものづくりを行う項目等」「ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえて、現代そして将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力と態度を育てる項目等」で構成された。

技術に関する教育を体系的に行う視点から、小学校図画工作科の材料や道具等に関する学習，生活科や理科における栽培や飼育，エネルギー等に関する学習を踏まえ，中学校において「技術」について学習する必要性等について学び3学年間の学習の見直しを立てる

ガイダンス的な内容が設定された。また、情報に関する内容については、高等学校における情報教育との接続にも配慮することとなった。

創造・工夫する力や緻密さへのこだわり、他者とかがわる力（製作を通じた協調性・責任感など）及び知的財産を尊重する態度、勤労観・職業観など、日本の産業の特徴であるものづくりを支える能力などの育成が重視された。

安全・リスクの問題も含めた技術と社会・環境との関係の理解、技術にかかわる倫理観の育成など、技術を評価し活用できる能力の育成につながる学習活動を一層充実させた。

(4) 指導計画について【解説P 71～75】

ガイダンス的な内容である内容A(1)については、小学校図画工作科の学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせるため第1学年の最初に履修させる。

3学年間の指導の見通しを立て、題材を効果的に配列し、相互に有機的な関連を図り年間指導計画を立てるよう配慮する。

実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を一層重視し、指導に必要となる時間を十分に検討し、適切な題材を取り上げる。

基礎的・基本的な知識及び技術を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な学習活動を充実する。

ものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮する。

2 移行措置に向けた取組の留意点

(1) 平成21年度から平成23年度までの教育課程において、新中学校学習指導要領によることもできるものとする。

(2) 各内容の指導にあたっては、ものづくりを支える能力などとともに、技術を適切に評価し活用できる能力の育成も重視すること。

(3) 現行学習指導要領による場合も、平成24年度の新学習指導要領の全面実施を円滑に行うため、平成22・23年度の入学生については、新学習指導要領の内容を卒業までに履修させるよう、3年間を見通した指導計画を作成することが必要である。

(4) 各内容において製作・制作・育成等を行う場合、指導に必要となる時間を十分に検討し、適切な題材を取り上げること。なお、内容の「C生物育成に関する技術」の指導にあたっては、現行の内容のAの(6)「作物の栽培」を参考に、適切な題材等を工夫すること。

3 特に配慮すべき事項

(1) 改訂により扱いの変わった指導内容の扱い

小学校に指導内容を移行するなどした内容

コンピュータの基本的な操作やソフトウェアを利用した情報の処理

(2) 他教科等との連携を図った指導

数学の「投影図」や理科の「エネルギー」等、技術分野の指導内容と関連の深い教科の指導内容について、移行期における指導の状況や指導時期を確認した上で、連携を図った指導計画を検討すること。

中学校 技術・家庭〔家庭分野〕

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 3～4】

- 社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを重視
- ・ 学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善
 - 社会の変化に対応した改善
- ・ 家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験を重視
- ・ 食事の役割や栄養・調理に関する内容の充実
- ・ 消費の在り方、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導の充実
 - 実践的・体験的な学習活動と問題解決的な学習の充実
 - 実践との結び付きに留意した内容の改善

(2) 目標について【解説 P 6】

- ・ 「これからの生活を展望して」は、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、これからの生活を展望して、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度の育成を重視したものである。

(3) 内容について【解説 P 6～10】

内容構成の改善

小学校	中学校		
	内容	項目	事項
A 家庭生活と家族	A 家族・家庭と子どもの成長	(1)自分の成長と家族 (2)家庭と家族関係 (3)幼児の生活と家族	ア 自分の成長と家族や家庭生活とのかかわり ア 家庭や家族の基本的な機能，家庭生活と地域とのかかわり イ これからの自分と家族，家族関係をよりよくする方法 ア 幼児の発達と生活の特徴，家族の役割 イ 幼児の観察や遊び道具の製作，幼児の遊びの意義 ウ 幼児との触れ合い，かかわり方の工夫 エ 家族又は幼児の生活についての課題と実践
B 日常の食事と調理の基礎	B 食生活と自立	(1)中学生の食生活と栄養 (2)日常食の献立と食品の選び方 (3)日常食の調理と地域の食文化	ア 食事が果たす役割，健康によい食習慣 イ 栄養素の種類と働き，中学生の栄養の特徴 ア 食品の栄養的特質，中学生の1日に必要な食品の種類と概量 イ 中学生の1日分の献立 ウ 食品の選択 ア 基礎的な日常食の調理，食品や調理用具等の適切な管理 イ 地域の食材を生かした調理，地域の食文化 ウ 食生活についての課題と実践
C 快適な衣服と住まい	C 衣生活・住生活と自立	(1)衣服の選択と手入れ (2)住居の機能と住まい方 (3)衣生活，住生活などの生活の工夫	ア 衣服と社会生活とのかかわり， 目的に応じた着用や個性を生かす着用の工夫 イ 衣服の計画的な活用や選択 ウ 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れ ア 住居の基本的な機能 イ 安全な室内環境の整え方，快適な住まい方の工夫 ア 布を用いた物の製作，生活を豊かにするための工夫 イ 衣生活又は住生活についての課題と実践
D 身近な消費生活と環境	D 身近な消費生活と環境	(1)家庭生活と消費 (2)家庭生活と環境	ア 消費者の基本的な権利と責任 イ 販売方法の特徴，物資・サービスの選択，購入及び活用 ア 環境に配慮した消費生活の工夫と実践

- ・ 小学校の内容との体系化，中学生としての自己の生活の自立を図る視点から構成した。

履修方法の改善

- ・ A から D の 4 つの内容をすべての生徒に履修させる。
- #### 社会の変化への対応
- ・ 内容 A においては、幼児触れ合い体験などの活動を重視した。
 - ・ 内容 B においては、食生活の自立を目指し、中学生の栄養と献立、調理や地域の食文化などに関する学習活動を充実した。
 - ・ 内容 C においては、衣生活と住生活を人間を取り巻く身近な環境としてとらえ、生活を豊かにするための学習活動を重視した。
 - ・ 内容 D においては、中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を重視した。
- #### 言語を豊かにし、論理的思考や生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点の充実
- ・ 実習等の結果を整理し考察する学習活動、課題を解決するために言葉や図表、概念などを使用して考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮する。

(4) 指導計画について【解説 P 71 ~ 75】

3 学年間を見通した全体的な指導計画

- ・ 内容 A (3)エ，内容 B (3)ウ，内容 C (3)イについては、これら 3 事項のうち 1 又は 2 事項を選択して履修させる。(表中に で表示)

各項目に配当する授業時数及び履修学年

- ・ 地域、学校及び生徒の実態等に応じて適切に定める。
- ・ 内容 A (1)については、小学校家庭科などの学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、第 1 学年の分野の最初に履修させる。

題材の設定

- ・ 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開し、系統的・発展的に指導ができるよう配慮する。

道徳の時間などとの関連

- ・ 第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道徳の第 1 に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第 3 章道徳の第 2 に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

- ・ 平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの技術・家庭の指導に当たっては、その全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができる。

(2) 取組の留意点

- ・ 移行期間中に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保して指導が行われるようにすること。
- ・ 特に、平成 23 年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成 24 年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

中学校 外国語

1 改訂の趣旨

(1) 改訂の基本方針【解説 P 2 ~ 3】

自らの考えなどを相手に伝えるための「発信力」やコミュニケーションの中で基本的な語彙や文構造を活用する力、内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力などの育成を重視する観点から、「聞くこと」や「読むこと」を通じて得た知識等について、自らの体験や考えなどと結び付けながら活用し、「話すこと」や「書くこと」を通じて発信することが可能となるよう、4技能を総合的に育成する指導を充実する。

指導に用いられる教材の題材や内容については、外国語学習に対する関心や意欲を高め、外国語で発信しうる内容の充実を図る等の観点を踏まえ、4技能を総合的に育成するための活動に資するものとなるよう改善を図る。

「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するとともに、その基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ、文法指導を言語活動と一体的に行うよう改善を図る。また、コミュニケーションを内容的に充実したものとすることができるよう、指導すべき語数を充実する。

中学校における「聞くこと」、「話すこと」という音声面での指導については、小学校段階での外国語活動を通じて、音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度等の一定の素地が育成されることを踏まえ、指導内容の改善を図る。併せて、「読むこと」、「書くこと」の指導の充実を図ることにより、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導し、高等学校やその後の生涯にわたる外国語学習の基礎を培う。

(2) 目標について【解説 P 4, 6 ~ 7】

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの【実践的】コミュニケーション能力の基礎を養う。(_____ を追加 【 _____ 】を削除)

外国語科の目標は、コミュニケーション能力の基礎を養うことであり、次の3つを念頭に置いて指導する必要がある。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深める。

外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

なお、英語の目標については、「聞くこと」及び「話すこと」について慣れ親しむことは、小学校における外国語活動において行われることを踏まえ、「慣れ親しみ」という表現を目標から削除した。

(3) 内容について

言語活動【解説 P 4 ~ 5, 9 ~ 19】

領域ごとに示す言語活動の指導事項をそれぞれ1項目ずつ増やして各5項目とし、充実を図っている。

聞くこと(追加項目のみ)	・まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ること。
話すこと(追加項目のみ)	・与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること。
読むこと(追加項目のみ)	・話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう、書かれた内容や考え方などをとらえること。

書くこと (再編項目のみ)	(現行)	(新)
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように書くこと。 ・伝言や手紙などで読み手に自分の意向が正しく伝わるように書くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと。 ・身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くこと。 ・自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように、文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。

言語活動の取扱い【解説P 19～29】

「言語の働きの例」について、小学校及び高等学校における分類との統一を図る観点から、内容は踏襲しながら5つに再構成した。

第1学年から第3学年までの言語活動や取り上げる話題のとらえ方について、既習の学習内容を繰り返して指導し定着を図ることで学習の深まりを目指すことを明示した。

小学校における外国語活動と中学校における外国語の学習との円滑な接続が図られるよう、第1学年では小学校段階での外国語活動を通じて育成された素地を踏まえることへの配慮を加えた。

言語材料【解説P 4, 29～45】

語、連語及び慣用表現

- ・より豊かな表現を可能にし、コミュニケーションを内容的にもより充実できるようにするため、指導する語の総数を1200語程度とした。(現行900語程度)

文法事項

- ・「文型」に替えて「文構造」という用語を用いた。
- ・関係代名詞、to不定詞及び動名詞については「基本的なもの」、受け身については「現在形及び過去形」という制限をそれぞれ削除した。

言語材料の取扱い【解説P 45～47】

「理解の段階にとどめること」としていたいくつかの事項について、その制限をなくした。

新たに次の4項目を示している。

- ・発音と綴りとを関連付けて指導すること。
- ・文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。
- ・(文法事項の取扱いについては)語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。
- ・英語の特質を理解させるために、関連のある文法事項はまとまりをもって整理するなど、効果的な指導ができるように工夫すること。

(4) 指導計画について【解説P 5, 47～57】

学年ごとの目標を定めるに当たって、特に第1学年においては、小学校での外国語活動の内容や指導の実態等を十分に踏まえること。

語、連語及び慣用表現の指導については、活用することを通して定着を図るようにすること。

教材について、「伝統文化」及び「自然科学」を取り上げる題材の例として追加している。

外国語科における道德教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、外国語科の目標と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

2 移行措置について

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの外国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部については新中学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

中学校 道 徳

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説 P 5】

道徳教育については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校の道徳教育を通じ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情をもち、主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわり、社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成するために、その基盤となる道徳性を養うことを重視する。また、発達の段階や社会とのかかわりの広がりなどの子どもたちの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年の段階ごとに、道徳教育で取り組むべき重点を明確にする。

道徳の時間における子どもの受け止めは、小学校と中学校では相当に異なっていることから、幼児期や高等学校段階での改善を視野に入れつつ、より効果的な教育を行うために、小学校と中学校の指導の重点や特色を明確にする。

学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から、道徳教育の推進体制等の充実を図る。また、子どもの道徳性の育成に資する体験活動を一層推進するとともに、学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制や実践活動の充実を図る。

(2) 改善の具体的事項【解説 P 5～7】

道徳教育の指導内容について、子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえるとともに、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度などを育成するといった観点から、学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。特に人間関係や集団の一員としての役割や責任などを実践を通して学ぶ特別活動をはじめとして各教科等がそれぞれの特質を踏まえ担うものについても明確にする。

(略・・・小学校における道徳の時間)

中学校における道徳の時間においては、思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。

(略・・・高等学校における道徳教育)

特に小学校高学年や中学校の段階で、法やきまり、人間関係、生き方など社会的自立に関する学習において、(中略)役割演技など具体的場面を通じた表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。

道徳的価値の形成を図る観点から、書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し、自らの道徳的な成長を実感できるようにする。

インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。

道徳教育主担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。

子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として、例えば、幼児等と触れ合う体験、生命の尊さを感じる体験、中学校における職場体験活動などを推進する。

道徳教育については、例えば、生活習慣や礼儀、マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図ることが重要である。

(3) 道徳の時間の位置付けと道徳教育の目標について【解説 P 7 ~ 8】

道徳教育の教育課程編成における方針として、道徳の時間の役割を「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」とし、「要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割や性格を明確にした。また、「生徒の発達の段階を考慮して」と示し、学校や学年の段階に応じ、発達的な課題に即した適切な指導を進める必要性について示した。

道徳教育の目標については、従来の目標に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」、「公共の精神を尊び」、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」を加えた。これらは、改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正で新たに規定された義務教育の目標を踏まえたものである。

道徳の時間の目標に関しては、学校教育全体で取り組む道徳教育の要としての道徳の時間の役割と重要性を踏まえつつ、中学校段階における特質を一層明確にするため、「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」と改善を図った。

(4) 内容項目の改善について【解説 P 8 ~ 9】

内容については、その項目を示す前段の冒頭に「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする」と示した。これは、内容項目の全てが、道徳の時間の内容として計画的、発展的に取り上げるべきものであり、教育活動全体でも、各教科等の特質に応じて指導するべきものであることを示している。このことは、それぞれの教育活動で行われる道徳性育成の指導が、道徳の時間において、補充、深化、統合されると同時に、道徳の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていくという関係があることも示している。

新たに追加された内容項目

- ・ 2 - (6) 「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。」

表現を調整した内容項目

- ・ 2 - (2) 「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ。」
- ・ 2 - (5) 「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。」

順序を入れ替えた内容項目

- ・ 3 - (2)と 3 - (1)の配列を入れ替えた。これは、小学校との接続や系統性を踏まえつつ、3の視点の中で生命を尊重する心の育成を最初に位置づけたものである。
- ・ 4の視点では、現行の 4 - (2)を 4 - (1)に、4 - (3)を 4 - (2)に、4 - (4)を 4 - (3)に、4 - (1)を 4 - (4)に配列を入れ替えた。これは、小学校との接続や系統性を踏まえつつ、法やきまりを守る態度等の育成にかかわる内容を最初に位置づけたものである。

(5) 指導計画の作成について【解説 P 9 ~ 10】

道徳教育の指導計画の作成においては「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という)を中心に」と示した。これは、全教師で作成する道徳教育の諸計画について、校長の方針を明確にし、学校として取り組む重点や特色を明確にする必要があることを示すとともに、道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付け、学校として一体的な推進体制をつくることの重要性を示したものである。

道徳教育の全体計画の作成に関しては、教育活動全体の関連を生かした指導の充実とともに、計画そのものに具体性をもたせ、より活用しやすいものとするために、各教科等の道徳性の育成に関して、主な指導の「内容及び時期」を含めた計画を作成する必要があることを示した。

道徳の時間の年間指導計画の作成に関しては、「第2に示す内容項目はいずれの学年においても全て取り上げること」を示した。このことは、道徳の内容項目について、どの内容も明確に各学年ごとに計画に位置付け、見通しのある適切な指導をすべきことを意味している。

今日の問題状況や生徒の実態等に即した指導がより一層充実し展開できるよう、「生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること」を示した。指導内容の重点化にかかわっては、特に「自他の生命を尊重」することや、「法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画」することを新たに配慮すべきこととして示した。

道徳の内容について「各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする」と示す趣旨をより明確にするため、学習指導要領の「第2章 各教科」及び「第4章 総合的な学習の時間」、「第5章 特別活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においても、その趣旨を新たに規定した。

(6) 道徳の時間の充実に向けて配慮すべきこと【解説 P 10 ~ 11】

協力的な指導などの工夫と指導体制の充実

校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導において「道徳教育推進教師を中心とした」指導体制を充実することとし、各学年や学級で進める道徳の時間の指導について、学校としての計画に基づいて見通しをもって実施し、相互に情報交換したり、学び合ったりして一層の効果を高めること等の重要性を示した。特に、教科担任制がとられている中学校段階においては、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりの一層の推進が求められる。

体験活動を生かすなど創意工夫ある指導の推進

将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力を育成するという観点から、「職場体験活動」を加え、「職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと」とした。

生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発と活用

教材の開発や活用に関して、「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材」と具体的に例示し、多様な教材を生かした創意工夫ある指導を行うことを一層重視した。

言葉を生かし成長を実感できる指導の工夫

「自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること」と示し、全教育活動で充実する言語活動に関するものとして、道徳的価値観の形成を図る観点から、自己の心情や判断等を表現する機会を充実して、自らの成長を実感できるようにすることを重視した。

情報モラルに関する指導についての配慮

「生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること」と示し、情報化の影の部分への対応を重視した。

(7) 家庭や地域社会との連携【解説P11】

学校と家庭、地域社会とが共通理解を深め、相互の連携を生かした一体的な道徳教育が行われるよう、「道徳の時間の授業を公開」することに配慮する必要性について示した。

2 移行措置

(1) 基本的な方針【平成20年文部科学省告示第99号】

平成21年度から平成23年度までの中学校の道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規程にかかわらず、新中学校学習指導要領第3章の規程によるものとする。

(2) 本年度中の取組

目標の改善など改訂の趣旨を理解する。

改訂の趣旨を踏まえた計画を作成する。

- ・校長の方針を明確にする。
- ・道徳教育の全体計画を修正または作成する。

各教科、総合的な学習の時間や特別活動での道徳教育について、具体化させる。

- ・道徳の時間の年間指導計画を修正または作成する。

道徳教育推進のための協力体制を整備する。

指導力向上のため、道徳の時間の授業の進め方等について研修を進める。

中学校 総合的な学習の時間

1 改訂の趣旨

(1) 改善の基本方針【解説P 6～7】

基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動となるよう充実を図る。

教育課程における位置付けを明確にするために、総則から取り出し新たに章立てする。

学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善する。

(2) 目標について【解説P 9, 13～14】

総合的な学習の時間の特質や目指すところ、育成する生徒の資質や能力及び態度を明確にした。

「探究的な学習」を行うことや、「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成した。

目標を構成する五つの要素

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと

自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力及び態度を育成すること

学び方やものの考え方を身に付けること

問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること

自己の生き方を考えることができるようにすること

(3) 内容について【解説P 10～11】

探究的な学習としての充実

教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習となることを目指し、加えて探究的な学習となることを目指している。

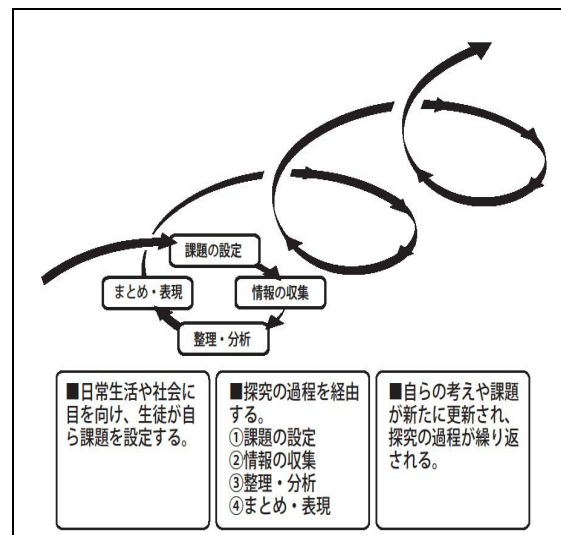
学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複の改善

育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示した。

- ・学習方法に関すること
- ・自分自身に関すること
- ・他者や社会とのかかわりに関する事など
学習活動の例示を見直した。
- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの
横断的・総合的な課題
- ・生徒の興味・関心に基づく課題
- ・地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動など
に加えて新たに、
- ・職業や自己の将来に関する学習活動を例示した。

これらのことによって、生徒の発達に応じた適切な学習活動が展開されることを目指した。

《探究的な学習における生徒の学習の姿》



体験活動と言語活動の充実

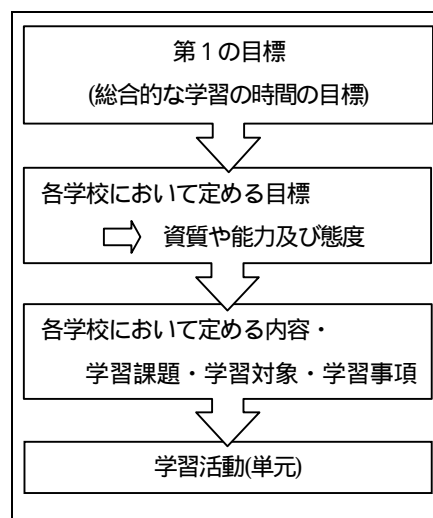
互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに、言語により整理したり分析したりして考え、それをまとめたり表現したりして自分の考えを深める学習活動も重視する。

(4) 指導計画について【解説P 25～26, 51～71】

指導計画を構成する七つの要素

- 「目標」
- 「育てようとする資質や能力及び態度」
- 「内容」
- 「学習活動」
- 「指導方法」
- 「学習の評価」
- 「指導体制」など

《目標, 育てようとする資質や能力及び態度, 内容, 学習活動の関係》



年間指導計画の作成に当たっての留意事項

- 生徒の学習経験に配慮すること
- 十分な見通しをもった周到な計画にすること
- 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと
- 各教科等との関連を見通すこと
- 学年間の関連を見通すこと
- 弾力的な運用に耐えうる柔軟性をもつこと
- 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

道徳教育との関連 【解説P 37～38】

第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

2 移行措置

(1) 基本的な方針

平成21年度から平成23年度の総合的な学習の時間の取扱いについては、現行中学校学習指導要領第1章第4の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によること。

(2) 取組の留意点

- ・総合的な学習の時間については、平成21年度から新中学校学習指導要領によることとしたこと。
- ・移行期間中の第1学年においては、総合的な学習の時間の授業時数を50～65単位時間としたこと。

中学校 特別活動

1 改訂の趣旨

ゴシック(追加点,変更点)

(1) 改善の基本方針【解説P3】

特別活動と道徳，総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし，望ましい集団活動や体験的な活動を通して，豊かな学校生活を築くとともに，公共の精神を養い，社会性の育成を図るという特別活動の特質を踏まえ，特によりよい人間関係を築く力，社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また，道徳的実践の指導の充実を図る観点から，目標や内容を見直す。

特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため，各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を，特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。

子どもの自主的，自発的な活動を一層重視するとともに，子どもの実態に適切に対応するため，発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして，重点的な指導ができるようにする。その際，道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり，指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。

自分に自信がもてず，人間関係に不安を感じていたり，好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから，それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動，多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。

特に体験活動については，体験を通して感じたり，気付いたりしたことを振り返り，言葉でまとめたり，発表し合ったりする活動を重視する。

(2) 目標について【解説P4】

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てるとともに，人間としての生き方についての自覚を深め，自己を生かす能力を養う。

特別活動が，よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため，目標に「人間関係」を加える。また，小学校の目標にある「自己の生き方についての考えを深め」の成果を受けて，人間性や社会性の一層の育成を図り，社会的自立の基礎を築くことが必要である。

(3) 内容について【解説P4～5】

学級活動

<p>(1) 学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p>	<p>(2) 適応と成長及び健康安全 ア 思春期の不安や悩みとその解決 イ 自己及び他者の個性の理解と尊重 ウ 社会の一員としての自覚と責任 エ 男女相互の理解と協力 オ 望ましい人間関係の確立 カ ボランティア活動の意義の理解と参加 キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ク 性的な発達への適応 ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p>
<p>(3) 学業と進路 ア 学ぶことと働くことの意義を理解 イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用 ウ 進路適正の吟味と進路情報の活用 エ 望ましい勤労観・職業観の形成 オ 主体的な進路の選択と将来設計</p>	

- ・いずれの学年においても，17項目すべて取り扱う。
- ・いわゆる中1ギャップが指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題，社会的な自立を目指す活動を充実する観点から「思春期の不安や悩みとその解決」「学ぶことと働くことの意義の理解」「望ましい勤労観・職業観の形成」などの新しい観点が入る。

生徒会活動

- | | | |
|--------------|--------------------|--------------------|
| (1)生徒会の計画や運営 | (2)異年齢集団による交流 | (3)生徒の諸活動についての連絡調整 |
| (4)学校行事への協力 | (5)ボランティア活動などの社会参加 | |

- ・内容を明確にして活動の充実を図るために，新たに「生徒会の計画や運営」，「異年齢集団による交流」の内容を示す。

学校行事

- | | | | |
|---------------|----------|---------------|---------------|
| (1)儀式的行事 | (2)文化的行事 | (3)健康安全・体育的行事 | (4)旅行・集団宿泊的行事 |
| (5)勤労生産・奉仕的行事 | | | |

- ・本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動，文化の継承に寄与する活動などを充実する観点から「文化的行事」に改める。
- ・社会の一員としての自覚と責任感を高め，社会的自立をすすめる観点から「勤労生産・奉仕的行事」について職場体験を重視する。

(4) 指導計画について【解説P5～6】

指導計画の作成

- ・特別活動の全体計画の作成に当たっては各教科，道徳，総合的な学習の時間などの指導との有機的な関連を図り，より教育的意義の高い教育活動を展開していくことが必要である。また，各内容の年間指導計画の作成に当たっては，学級活動・生徒会活動・学校行事の内容相互の関連を図るよう工夫し，生徒の学級や学校の生活の充実と発展に資する教育活動を学校全体で展開する。
- ・ガイダンスの機能の充実を図るため「特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望と目標をもって生活できるよう工夫すること」を加えた。
- ・第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第3章道徳の第2に示す内容について，特別活動の特質に応じて適切な指導をする。

内容の取扱い

- ・よりよい生活を築くための諸活動の充実
- ・学級活動の内容の重点化と内容間の関連や統合の工夫
- ・体験活動や言語活動の充実

2 移行措置

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。（先行実施）

全体計画と学級活動・生徒会活動・学校行事の年間指導計画を本年度中に作成する。